

羽生市地域防災計画

第1編 総則

第1編 総則

第1章 総則

第1節 計画の基本的考え方

本節においては、計画策定の趣旨や構成、計画の効果的推進など、計画の基本的な考え方を明らかにする。

第1 計画策定の趣旨

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、羽生市防災会議が策定する計画であり、本市に係る災害について、災害の予防及び減災対策、差し迫った危険への対応、発災時の対応、発災後の応急対策及び復旧・復興対策などに関する事項を定め、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の構成と内容

1 計画の構成

本計画は、本市の地域に係る災害に対処する防災活動の指針として、「総則」、「共通編」、「震災対策編」、「風水害対策編」、「大規模事故等対策編」の5編及び「資料編」により構成する。

なお、差し迫った危険への対応や発災時の対応、国や県等から広域的な応援を受け入れるための受援体制等の発災後の応急対策に関する具体的活動については、別に作成する「災害時個別対応マニュアル」や「羽生市受援計画」などに記載する。

2 計画の内容

(1) 総則

総則では、本計画の基本的考え方や防災体制の強化、相互応援・協力体制、地域の防災力を高めるための防災教育、防災訓練等に関する計画を示した。

これらは、災害の種別にかかわらず防災対策の基本となるものである。

(2) 共通編

共通編では、地震や風水害への備えとして、被害の発生を予防・軽減するための計画、災害発生後に国や県等から広域的な応援を受け入れるための計画（羽生市受援計画より引用）、及び本市域以外での災害発生に対し応援要請に対応するための計画を示した。

また、応急対策後に引き続き取り組むことになる災害復旧・復興計画、さらに、地震や風水害といった災害が複合的に発生した場合の対策を示した。

これらは、地震及び風水害のいずれにも共通して対応するものである。

(3) 震災対策編

震災対策編では、最新の知見に基づいて行った「埼玉県地震被害想定調査結果」（平成25年度）を踏まえ、地震発生直後の対応やその後の二次災害に対応するための計画を示した。また、南海トラフ地震臨時情報に伴う市の対応措置は震災対策の一部として計画した。

(4) 風水害対策編

風水害対策編では、利根川、荒川、小山川、中川、福川の破堤による洪水の発生により、本市域の多くが浸水想定されていることを踏まえ、浸水の危険が差し迫った場合の対応や浸水被害発生後の応急対策を計画した。

また、近年集中豪雨により各地で発生している大規模水害への対応についても、県計画の改定を踏まえた市の対応を計画した。

(5) 大規模事故等対策編

大規模事故等対策編では、人為的災害とされている大規模火災、危険物等事故、放射性物質事故災害、道路事故、鉄道事故、航空機事故災害に対する対策を計画した。

また、地震や風水害以外の自然災害の中で、農作物等災害対策や、県内でもたびたび発生している竜巻等突風災害対策のほか、火山噴火降灰災害対策、雪害対策を計画した。

第3 計画の理念

本市は、羽生市におけるまちづくりの最高規範として、「市民参加、市民参画、市民協働」を基本理念とした『羽生市まちづくり自治基本条例』を平成22年4月1日に施行し、市民と行政が対等な関係における「協働のまちづくり」を推進している。

羽生市まちづくり自治基本条例は、「市は、災害その他の不測の事態に際しては、市民の生命及び財産を守る責務を有する」としている。しかし、市民の生命・身体・財産の保護、社会生活の維持及び災害時の被害の防止、軽減を図るためには、都市構造の強化、都市環境の整備や、防災体制の整備、地域との連携の強化といった体制づくりの両面から災害に強いまちづくりを推進する必要がある。

また、東日本大震災を契機として、災害対策基本法が改正され、「災害を防ぎきることは不可能である」との認識に立ち、防災対策を通じて被害の最小化を図る「減災」の考え方を徹底することが求められている。

そこで本計画では、災害の発生を未然に防ぐ“防災”とともに、人命が失われないことを最重視し、災害時の被害を最小化する“減災”の考え方を基本とする。

また、“減災”を実現するためには、市民が、「自らの生命は自ら守る」という認識に立ち、積極的に防災対策を行い、行政と市民が一体となって防災体制の強化を図る“協働”の理念を重視する。

さらに、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による“公助”はもとより、個人の自覚に根ざした“自助”、身近な地域コミュニティ等による“共助”が必要であり、個人や家庭、地域、団体、事業者等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う市民運動を展開するものとする。

また、本計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく「羽生市国土強靱化地域計画」の基本目標等と整合を図るものである。

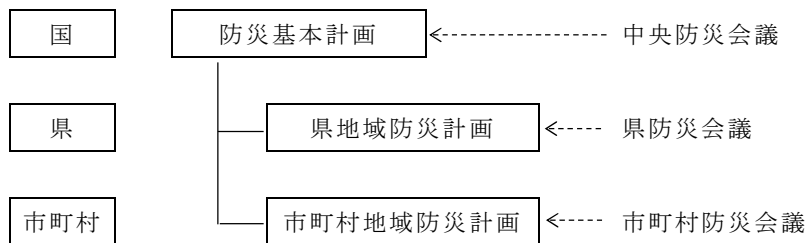
国土強靱化地域計画は、あらゆる自然災害を想定し、最悪の事態に陥ることを回避するために、平時（災害発生前）の備えを中心に定めるものであり、まちづくりの視点も含めたハード・ソフト両面での包括的な計画であり、地域防災計画とともに災害発生というリスクに対する計画である。それぞれの目的に合わせて役割分担を図りながら、災害に対する全てのフェーズにおいて備えをすることで、災害に強いまちづくりを推進する。

第4 計画の運用

1 計画の策定及び修正

本市は、羽生市防災会議を設置し、羽生市地域防災計画を策定する。また、市防災会議は、羽生市地域防災計画に毎年検討を加え、常に有効な防災業務の遂行を図れるよう必要な修正を行うものとする。

災害対策基本法に定められている国、県、市の防災計画の体系は以下のとおりである。なお、指定行政機関である中央省庁及び指定公共機関である日本赤十字社などは防災業務計画を作成することとなっている。



2 平時の運用

市関係部局は、本計画に基づき、地震や風水害等の各種災害への備えに関する施策・事業を進める。危機管理・防災を担当する課においては、関係部局が各種災害に備えた施策・事業が適切に進められるよう、必要に応じて助言・協力する。

また、発災時の応急活動を速やかに展開できるよう、関係部局及び防災上重要な施設においてもマニュアルなどを事前に整備し、適宜更新する。

3 発災時の運用

発災時には、本計画及び災害時個別対応マニュアルなどを積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう努める。

4 計画の効果的推進

(1) 計画の習熟

市及び防災関係機関は、本計画の遂行に当たってそれぞれの責務が十分に果たせるよう、平時から、自ら又は他の機関と協力して調査研究を行い、実地訓練又は図上訓練その他の方法により、本計画の習熟に努めるとともに、市職員、関係機関職員に対し常に周知徹底を図り、地域防災に寄与するものとする。

(2) 男女共同参画をはじめとした多様な視点

男女双方の視点に配慮した防災を推進するために、市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画をはじめとした多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。

(3) 計画の周知

本計画の特に必要と認める事項については、広く市民に対し周知徹底を図り、防災に寄与するよう努める。

5 計画の用語

本計画における用語の定義は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------------|--|
| ① 災害対策基本法 | 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号） |
| ② 災害救助法 | 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号） |
| ③ 激甚法 | 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号） |
| ④ 警職法 | 警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号） |
| ⑤ 市 | 羽生市 |
| ⑥ 消防本部 | 羽生市消防本部 |
| ⑦ 県 | 埼玉県 |
| ⑧ 指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関 | 災害対策基本法第 2 条第 3 号から第 6 号までの規定によるそれぞれの機関 |
| ⑨ 防災業務計画 | 指定行政機関の長及び指定公共機関の長が防災計画に基づき作成する防災に関する計画 |
| ⑩ 本計画 | 羽生市地域防災計画 |
| ⑪ 県地域防災計画 | 埼玉県地域防災計画 |
| ⑫ 市防災会議 | 羽生市防災会議 |

第2章 羽生市地域防災計画の概要

第1節 市の概況

第1 概 況

1 位 置

本市は関東地方のほぼ中央、埼玉県の北東部に位置し、東京へは60km、さいたま市（浦和区）へ40kmの距離にある。市域は東西10.25km、南北6.71km、面積58.64k㎡である。

市役所の位置は、東経139度32分、北緯36度10分で、海拔は16mである。

市の北部は、利根川を挟んで群馬県に接し、東部及び南部は加須市に、西部は行田市に接している。

道路は、市の西部を国道122号が南北に通る、市の南部を国道125号が東西に通っている。また、市の東部を東北縦貫自動車道が南北に貫通している。

<図—位置図>



平成24年10月1日現在

2 地 形

地形は、かつて利根川の氾濫によって形成された自然堤防や河畔丘陵が多く、一様に平坦ではない。自然堤防上は畑や宅地に利用され、中心市街地も自然堤防上にある。自然堤防と自然堤防の間は後背湿地で、泥炭又は黒泥土で構成されている。

市内で最も高い地域は、北西隅の昭和橋付近の利根川沿いで、標高20m、最も低いのは三田ヶ谷、手子林の加須市境付近で、標高12mである。

また、かつて利根川の幹川であった会の川の自然堤防の高さは上流の川俣地先で20m、下流の町屋地先で16mであり、その内、砂山、岩瀬、小須賀地先には22～25mの砂丘が散在し、地域を通じて自然にできたもっとも高い土地になっている。

会の川の自然堤防を境として、沖積地は西側の新郷地区と東側の羽生領とに分断されている。

なお、北辺を流れる利根川は、右岸に人口堤防が作られており、堤防頂は地盤よりも約10m高くなっている。（羽生市史上巻より）

3 気 象

本市は内陸型気候に属し、夏は蒸し暑く、冬はからっ風といわれる北西の乾燥した風が吹くことが多いが、一般的には温暖な気候である。

平年値（1991～2020年）は、平均気温15.4度、降水量1305.8ミリ、日照時間2106.6時間、平均湿度65%である。

令和4年の1年間では、平均気温16.0度、降水量1251.0ミリ、日照時間2213.8時間、平均湿度68%であった。（熊谷地方気象台観測記録より）

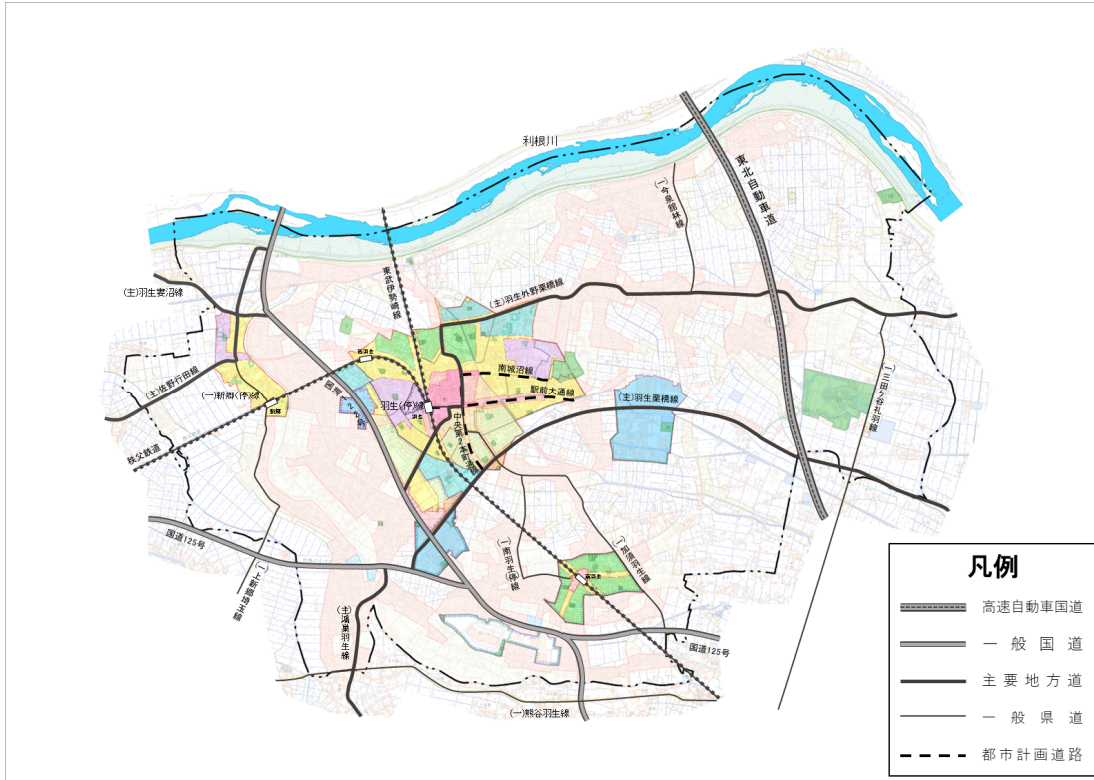
4 交通環境

東武伊勢崎線は、市の中央西寄りの地区をほぼ南北に走り、羽生駅から浅草駅までは約80分、また、JR 久喜駅を經由して大宮駅までは約40分、東京駅までは約80分で結ばれている。

秩父鉄道は羽生駅を起点とし、熊谷駅でJR高崎線に連絡し、寄居を経て秩父市に通じている。

道路は、市の西部を国道122号が南北に通じ、市の南部を国道125号が東西に通っている。平成4年（1992年）に東北縦貫自動車道に羽生インターチェンジが開設され、東京方面・宇都宮方面の各都市へ短時間で結ばれている。これらの幹線道路を中心に県道及び市道によって道路網が形成されている。

<図—道路網図>



5 人口・世帯

本市の人口は、平成13年（2001年）の2月及び3月の58,161人をピークに減少傾向で推移しており、令和4年1月1日時点で54,051人となっている。

一方、世帯数は、核家族化の進行に伴い、人口が減少する中でも増加傾向にあり、令和4年1月1日時点で、23,679世帯となっている。

第2 災害履歴

1 県、市の地震災害履歴

埼玉県及び羽生市における主な地震被害の履歴は次のとおりである。

発生年月日	震源	M	概 要
1855. 11. 11 (安政 2)	江戸	6. 9	県内の推定震度大宮 5 浦和 6。荒川沿いに土手割れ、噴砂発生。家屋、土蔵等に多くの被害
1859. 1. 11 (安政 6)	岩槻	6. 0	岩槻城等に被害発生
1894. 6. 20 (明治 27)	東京湾北部	7. 0	埼玉県南部で山崩れ発生。鴻巣、菖蒲で泥の噴出
1923. 9. 1 (大正 12)	関東南部	7. 9	関東大震災。埼玉県で死者 316 人、負傷者 497 人、家屋全壊 9,268 戸。羽生市では、家屋全壊 47 戸、半壊 22 戸
1924. 1. 15 (大正 13)	丹沢山地	7. 3	関東大震災の余震
1931. 9. 21 (昭和 6)	埼玉県北部	6. 9	西埼玉地震。埼玉県で死者 11 人、負傷者 114 人、全壊家屋 172 戸。
1968. 7. 1 (昭和 43)	埼玉県中部	6. 1	東京都で負傷者 6 人
1989. 2. 19 (平成元)	茨城県南西部	5. 6	熊谷で震度 3。茨城県、千葉県で負傷者 2 人
2004. 10. 23 (平成 16)	新潟県中越地方	6. 8	羽生市震度 4
2005. 7. 23 (平成 17)	千葉県北西部	6. 0	草加市、鳩ヶ谷市、八潮市、三郷市、宮代町で震度 5 弱、羽生市震度 3。埼玉県で負傷者 9 人。
2011. 3. 11 (平成 23)	三陸沖	9. 0	東日本大震災。宮代町での震度 6 弱をはじめ、県内でも多数の被害が発生。羽生市震度 5 強、全壊家屋はなし、半壊家屋 4 戸。屋根瓦の落下 1,055 件、ブロック塀倒壊 40 件、電線切断 2 か所、道路損壊 8 か所、人的被害（救急搬送 4 件：すべて軽傷）、市内全域停電、水道漏水 18 か所。市役所の敷地液状化、植栽 60cm 陥没、庁舎中央階段ひび割れ、その他、体育館、学校施設、公民館などに被害あり。

2 県、市の風水害履歴

近年、埼玉県又は羽生市で被害を及ぼした主な風水害は次のとおりである。

発生年月日	要因	主な被害
1947. 9. 15-16 (昭和 22)	カスリーン台風	秩父で 40 時間に 611mm の大雨。利根川の東村（現加須市）で破堤し、逆流が三田ヶ谷、須影、手子林に侵入した。荒川でも鴻巣市田間宮地域、熊谷市久下新田で破堤。県全体で死者 86 人、負傷者 1,394 人、全壊家屋 726 戸、流失家屋 392 戸、床上浸水 44,610 戸、床下浸水 34,647 戸、羽生市の被害は、床上浸水 199 戸、床下浸水 468 戸。昭和橋（木橋）も一部が押し流された。
1966. 6. 27-28 (昭和 41)	台風第 4 号	6 月としては異常な豪雨。川越 331mm、浦和 267mm。県内の被害は、死者 6 人、負傷者 7 人、全壊家屋 10 戸、流失家屋 2 戸、床上浸水 17,500 戸、床下浸水 57,825 戸。
1966. 9. 25 (昭和 41)	台風第 26 号	県内の被害は、死者 28 人、負傷者 727 人、被災世帯数 99,492 世帯、被災者数 442,358 人。全壊家屋 1,242 戸、半壊家屋 6,699 戸、床上浸水 740 戸、床下浸水 10,548 戸、道路損壊 708 箇所、橋流失 102 箇所、破堤 101 箇所。
1983. 8. 14-17 (昭和 58)	台風第 5・第 6 号	県内、死者 1 人、床上浸水 4 戸、床下浸水 147 戸。
1983. 9. 28 (昭和 58)	台風第 10 号	県内、床上浸水 3 戸、床下浸水 198 戸。
1986. 8. 4-5 (昭和 61)	台風第 10 号	県内 200mm を超える大雨。草加市で救助法適用。負傷者 1 人、床上浸水 6,060 戸、床下浸水 20,275 戸。
1987. 8. 18-19 (昭和 62)	寒冷前線	寒冷前線の通過により、雷を伴った強雨、県内、床上浸水 87 戸、床下浸水 1,719 戸、
1993. 8. 26-28 (平成 5)	台風第 11 号	県内、負傷者 2 人、全壊家屋 1 戸、床上浸水 2,060 戸、床下浸水 15,787 戸。
1995. 8. 5-6 (平成 7)	雷雨	県内、全壊 1 戸、一部損壊 3 戸、床上浸水 2 戸、床下浸水 58 戸。
1998. 9. 16 (平成 10)	台風第 5 号	県内、負傷者 2 人、一部損壊 15 戸、床下浸水 585 戸、床下浸水 1,651 戸、与野市で救助法適用。
1999. 8. 13-16 (平成 11)	大雨	県内、負傷者 2 人、全壊 2 戸、半壊 10 戸、床上浸水 462 戸、床下浸水 2,628 戸。
2000. 9. 12 (平成 12)	大雨	県内、床上浸水 63 戸、床下浸水 431 戸。

◆ 第1編 ◆ 総 則 第2章 第1節

発生年月日	要因	主な被害
2007.9.5-7 (平成19)	台風第9号	県内、重傷者1人、軽傷者4人、住家一部破損14戸、床上浸水3戸、床下浸水51戸、荒川の熊谷水位観測所では、氾濫危険水位（危険水位）を超え、観測開始以来の最高水位を記録。
2011.7.19-20 (平成23)	台風第6号	県内、床上浸水7戸、床下浸水139戸、橋梁被害2箇所、崖崩れ8箇所。
2013.10.16 (平成25)	台風第26号	（東京都大島で大規模な土砂災害あり） 県内、負傷者12人、家屋一部損壊15戸、床上浸水109戸、床下浸水933戸など。市内、床上浸水24件、床下浸水190件、道路冠水40か所、その他公共施設被害、風による車の横転事故あり。
2015.9.9-10 (平成27)	台風第18号	（関東・東北豪雨。鬼怒川堤防決壊。茨城県及び栃木県、宮城県等で被害多数） 県内、負傷者3人、床上浸水374棟、床下浸水1,482棟。
2016.8.21-22 (平成28)	台風第9号	県内、軽傷6人、床上浸水住家33棟以上、床下浸水住家230棟以上、道路損壊1件、道路冠水9件、道路陥没1件。市内、床上浸水2件、床下浸水30件、その他倒木あり。
2017.10.21-23 (平成29)	台風第21号と前線の影響	県内、軽症者5人、家屋一部破損4棟、床上浸水84棟、床下浸水125棟、非住家被害 公共建物7棟、その他4棟、河川溢水20箇所、土砂崩れ6箇所、道路陥没・破損4件。市内、床上浸水7件、床下浸水134件。
2019.10.12-13 (令和元)	台風第19号 (令和元年東日本台風)	県内、死者4人、重傷者4人、中等症7人、軽傷25人、全壊134棟、半壊541棟、一部損壊699棟、床上浸水2,370棟、床下浸水3,388棟。市内、床下浸水24棟、道路冠水30か所
2020.7.3-31 (令和2)	大雨 (令和2年7月豪雨)	県内、一部破損77棟、床下浸水2棟
2020.8.12 (令和2)	大雨	県内、一部破損1棟、床上浸水68棟、床下浸水54棟

3 その他の災害

地震や風水害以外では、浅間山の噴火による被害がある。また近年では、市内及び近隣地域において、竜巻被害や大雪の被害が発生している。

発生年月日	要因	主な被害
1783. 7. 5～9 (天明 3)	降灰被害	浅間山の噴火により市内の地域でも降灰があり、1坪当たり6斗との記載があり、翌年に飢饉が発生した。
2001. 8. 22 (平成 13)	竜巻被害	羽生市下川崎で竜巻が発生し、屋根瓦や物置が飛ばされるなど、住家被害 46 件、非住家被害が 28 件あった。東京管区気象台の調査で竜巻と推定され、風の強さを示す「藤田スケール」では「F0～F1」とされた。
2013. 9. 2 (平成 25)	竜巻被害	埼玉県越谷市等で竜巻が発生し、負傷者 64 人、全壊 21 棟、半壊等 1,134 棟の被害が発生した。風の強さを示す「藤田スケール」では「F2」とされた。
2013. 9. 16 (平成 25)	竜巻被害	埼玉県熊谷市等で竜巻が発生し、負傷者 4 人、全壊 26 棟、半壊等 411 棟の被害が発生した。風の強さを示す「藤田スケール」では「F1」とされた。
2014. 2. 14 (平成 26)	大雪被害	関東甲信越地域で大雪。県内の積雪は秩父 98cm、熊谷 62cm などとなり観測史上最高を記録し、秩父市など 2 市 5 町に救助法が適用された。また、埼玉県内では雪の影響により 3 人が死亡し、305 人がけがを負った。

第3 羽生市において予想される災害

本計画において、本市に発生が予想される災害は、概ね次に掲げるとおりである。

- ① 地震による災害
- ② 台風又は集中豪雨による水害
- ③ 大規模な火災による災害
- ④ 危険物及び放射性物質の大量放出による災害
- ⑤ 鉄道及び道路交通等交通災害
- ⑥ 航空機の墜落による災害
- ⑦ 降雨、降ひょう、霜及び雪害
- ⑧ 竜巻、突風による災害
- ⑨ その他、多数の生命、身体、財産に危険が伴う災害

第2節 被害想定

第1 地震災害

市の防災対策の前提条件となる地震及び風水害に関する被害想定について、国や埼玉県の行った調査結果に基づき、市の被害想定を整理した。

本計画の前提となる被害想定としては、埼玉県が平成25年度に発表した「埼玉県地震被害想定調査」に基づく被害想定を用いるものとする。

今回の調査の特徴としては、「東京湾北部地震」の震源の深さが従来よりも浅いという知見、「茨城県南部地震」の震源の深さが従来の想定よりも部分的に深いという知見、さらに最新の地下構造の研究結果を反映した結果、埼玉県内の震度6弱の範囲が縮小したこと、また、深谷断層と綾瀬川断層を一体化した最大級の地震として「関東平野北西縁断層帯地震」を想定したことである。

1 想定地震

最近の科学的知見や過去の地震被害を踏まえ、埼玉県に大きな影響を及ぼす地震として、下表の5つの地震を想定している。

本市では、これまで首都直下型地震として切迫性を有している「茨城県南部地震」や「東京湾北部地震」に対する対策を基本としてきた。今回の埼玉県の調査結果では、本市における最大震度は、2つの地震とも5強であるが、「茨城県南部地震」の方が震度5強の揺れが予想されている地域が広いことから、本市においては、「茨城県南部地震」を想定地震とする。

しかし、「関東平野北西縁断層帯地震」の発生の可能性も否定できないため、関東平野北西縁断層帯地震により最大被害が起きた場合の対応について、応援要請（受援）を含めて検討する対象とする。

<表－5つの想定地震の概要>

地震のタイプ	想定地震	地震の規模	想定のお考え方
海溝型地震	東京湾北部地震	M7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する知見を反映
	茨城県南部地震	M7.3	※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%
	元禄型関東地震	M8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖） ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%
活断層型地震	関東平野北西縁断層帯地震	M8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%～0.008%
	立川断層帯地震	M7.4	最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2%

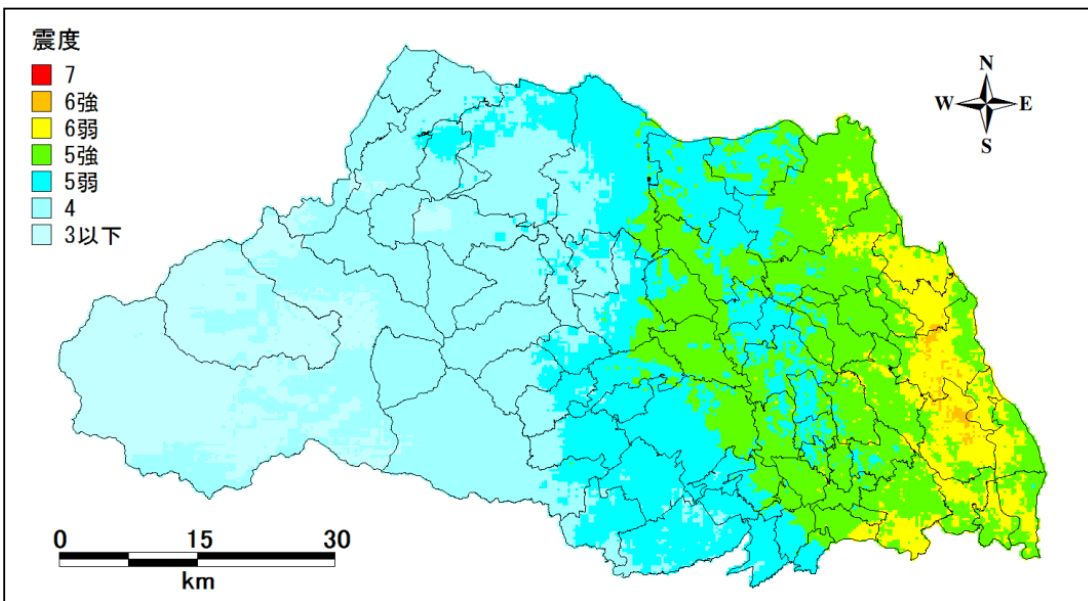
注：※は地震調査研究推進本部による長期評価を参照

(1) 茨城県南部地震

茨城県南部地震は、県東部の中川低地において大きな揺れが想定され、県東部に震度6強の地域が散在し、震度6弱の領域が集中して分布している。

本市内の震度は最大で5強であり、震源の深さが従来の想定よりも部分的に深いという知見、さらに最新の地下構造の研究結果を反映した結果、前回調査（平成19年埼玉県発表）の市内の最大想定震度6弱よりも小さくなっている。

<図－茨城県南部地震震度分布図マグニチュード7.3>



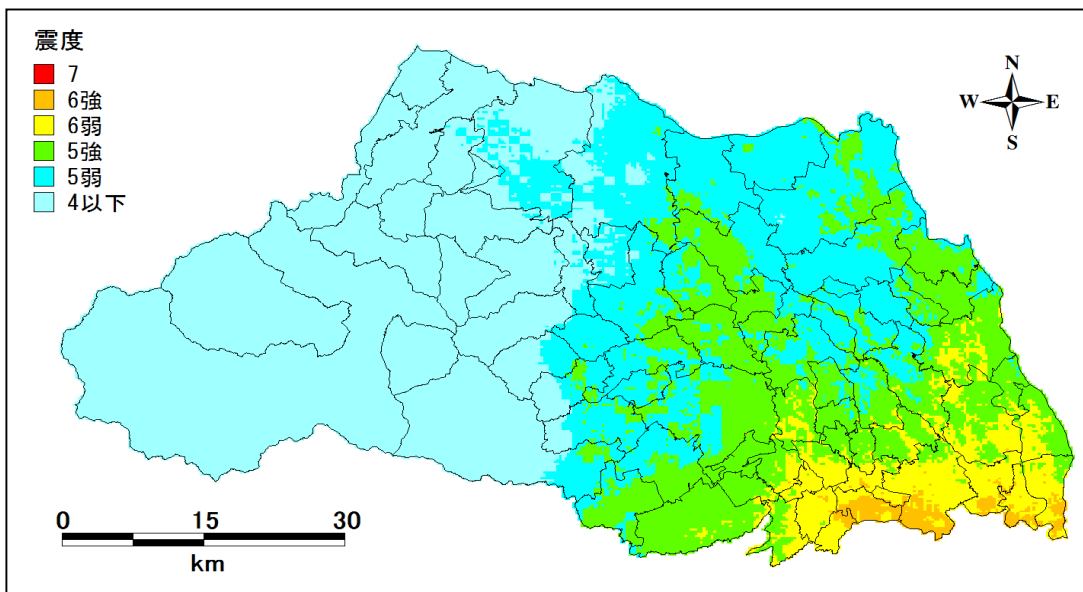
資料：埼玉県地震被害想定調査結果（平成26年3月）

(2) 東京湾北部地震

東京湾北部地震は、首都圏南部、特に東京都心に大きな揺れが想定され、県南東部に震度6弱の地域が集中している。

一方、本市内の震度は最大で5強であり、前回調査（平成19年埼玉県発表）の市内の最大想定震度と同様であった。埼玉県は、電力、石油等のエネルギーを東京湾岸に依存しており、大規模停電、石油類燃料の枯渇といった二次被害のおそれもあることから、県地域防災計画の中で対処すべき事態と位置づけている。

<図－東京湾北部地震震度分布図マグニチュード7.3>



資料：埼玉県地震被害想定調査結果（平成26年3月）

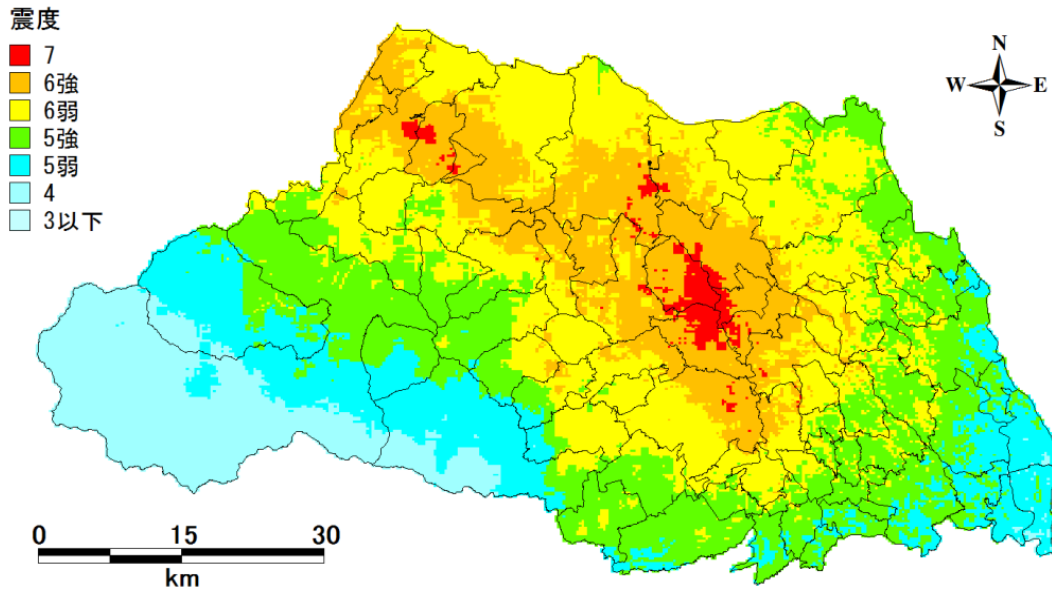
(3) 関東平野北西縁断層帯地震

関東平野北西縁断層帯地震は、深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として扱ったものであり、県中部から北部にかけて最大震度は7や震度6強の地域が分布している。

市内では、一部で震度6強があり、震度6弱の地域が広く分布し、5つの想定地震の中では最大震度となっている。

県地域防災計画では、関東平野北西縁断層帯地震について、今後30年間の地震発生確率は、ほぼ0%～0.008%と低いため、限られた防災資源の有効活用及び他の都道府県からの応援を検討すべきとしている。

＜図—関東平野北西縁断層帯地震：マグニチュード8.1 破壊開始点：中央＞



資料：埼玉県地震被害想定調査結果（平成26年3月）

（4）元禄型関東地震

震源（相模湾～房総沖）が遠いため、地震動は東京湾北部地震に比べて小さい。県南部の一部に震度6弱があるが、本市の最大震度は5弱である。

（5）立川断層帯地震

断層周辺で最大震度6強となる。特に県南西部を中心に震度6強や6弱が分布しているが、本市の最大震度は5弱である。

2 予測される被害の概要

今回の震災対策は「埼玉県地震被害想定調査」における5つの想定地震のうち、現在、切迫性を有し、市内での最大震度が5強となる地域が多い「茨城県南部地震」に対応する対策を基本とする。

なお、「関東平野北西縁断層帯地震」についても、想定外に置くことなく、中長期的対応及び県や他市町村との連携を視野に入れた対策を講じていく。

元禄型関東地震は、建物の焼失被害：最大15棟、負傷者：最大1人、停電数：1日後に9世帯(27人)、不通回線数：6回線、下水道機能支障人口：3,993人、1週間後の避難者：7人（うち避難所避難者：3人）、休日12時の帰宅困難者数：3,652人、災害廃棄物：0.3万トンという被害が想定されている。

立川断層帯地震は、下水道機能支障人口：46人、休日12時の帰宅困難者数：2,119人という被害が想定されている。

＜表－被害想定＞

項目	被害内容		茨城県 南部地震	東京湾 北部地震	関東平野北西 縁断層帯地震	備考	
最大震度			5強	5強	6強		
地震の規模			M7.3	M7.3	M8.1		
建物被害	建物棟数		木造：107,806棟、非木造：22,718棟				
	木造	ゆれによる 被害	全壊数	0棟	0棟	819棟	
			半壊数	33棟	1棟	6,828棟	
		液状化による 被害	全壊数	107棟	0棟	141棟	
			半壊数	175棟	0棟	233棟	
		小計	全壊数	107棟	0棟	960棟	
			半壊数	208棟	1棟	7,061棟	
	非木造	ゆれによる 被害	全壊数	0棟	0棟	52棟	
			半壊数	4棟	0棟	326棟	
		液状化による 被害	全壊数	36棟	0棟	46棟	
			半壊数	47棟	0棟	60棟	
		小計	全壊数	36棟	0棟	97棟	
			半壊数	51棟	0棟	386棟	
	建物 被害	ゆれによる 被害	全壊数	0棟	0棟	871棟	
			半壊数	37棟	1棟	7,154棟	
		液状化による 被害	全壊数	143棟	0棟	187棟	
半壊数			222棟	0棟	293棟		
小計		全壊数	143棟	0棟	1,058棟		
		半壊数	259棟	1棟	7,447棟		
物的 被害	火災	焼失棟数	16棟	15棟	139棟	冬18時、風速8m/s	
		焼失率	0.05%	0.05%	0.44%		
	ブロック塀倒壊数（箇所）		572か所	4か所	4,895か所		
	自動販売機倒壊数（箇所）		0か所	0か所	25か所		
落下物発生建物数（棟）		0棟	0棟	229棟			
人的 被害	死者		0人	0人	56人	冬5時、風速8m/s	
	負傷者		6人	0人	1,138人		
	うち重傷者		0人	0人	72人		
避難者	避難者（1週間後）		83人	7人	1,494人	冬18時、風速8m/s	
	うち避難所避難者数		42人	3人	747人		
電力	停電世帯数		552世帯	9世帯	4,087世帯	1日後、冬季18時・風速8m/s	
	停電人口		1,594人	27人	11,795人		
	停電率		2.84%	0.05%	20.99%		
通信	不通回線数		8回線	6回線	74回線	冬季18時・風速8m/s	
	不通率		0.04%	0.03%	0.34%		
1日後断水人口			5人	0人	8,009人		
下水道機能支障人口			4,495人	4,032人	8,267人		
廃棄物	災害廃棄物（万トン）		3.4万トン	0.3万トン	19.7万トン	冬18時、風速8m/s	
	災害廃棄物（万m ³ ）		2.2万m ³	0.2万m ³	12.8万m ³		
帰宅困難者数			9,621人	7,750人	10,575人	休日12時	

注1：関東平野北西縁断層帯地震は破壊開始点：中央

注2：四捨五入により、合計値が合わない場合がある。

第2 浸水被害

1 風水害の要因及び危険性

近年の市域における水害の発生形態は、集中豪雨等による内水害であり、市街化の進展や水田等の埋め立てによる宅地化などにより、地下浸透や遊水機能が減少したことが主要な原因となっている。

市域の雨水は、最終的に中川、会の川などに排水される構造になっているが、台風や集中豪雨など大量の降雨となると、前述の要因により排水路への流入量が著しく増大し排水能力を超えるため、市街地の一部地域において床下浸水や道路冠水等が発生している状態である。

また、令和4年3月に作成した「羽生市洪水ハザードマップ」によると、利根川、荒川、小山川、中川、福川の5河川の浸水想定を考慮した場合、市域のほとんどが浸水想定区域となることが想定されている。また、昭和22年のカスリーン台風による被災時には、東村（現加須市）付近で利根川の破堤により逆流した水が、井泉、手子林、三田ヶ谷など市域の多くで浸水した記録が残っている。（羽生市史下巻より）

堤防等の改良、ダム・水門等整備による河川管理能力の向上により、近年このような破堤による洪水災害は発生していないが、万が一発生した場合には、社会システムの混乱、停滞により市民生活の安全に重大な危機となりうる。

従って、利根川の上流地域の降雨状況や河川の増水状況などの河川情報には、常時十分注意を払う必要があり、的確な情報を収集・伝達するため一層の体制の充実・強化に努めなくてはならない。

2 浸水想定区域

(1) 想定条件等

各河川管理機関が作成している洪水浸水想定区域図（1/1,000年の確率の想定最大規模降雨）の想定条件等を以下に示す。

河川	作成主体	指定年月日	想定条件
利根川	利根川上流河川事務所	H29. 7. 20	利根川流域、八斗島上流域の72時間総雨量 491mm
小山川			
荒川	荒川上流河川事務所	H28. 5. 30	荒川流域の72時間総雨量 632mm
中川	埼玉県県土整備部河川砂防課	R2. 5. 26	中川流域 48時間総雨量 596mm
福川			福川流域の24時間総雨量 671mm

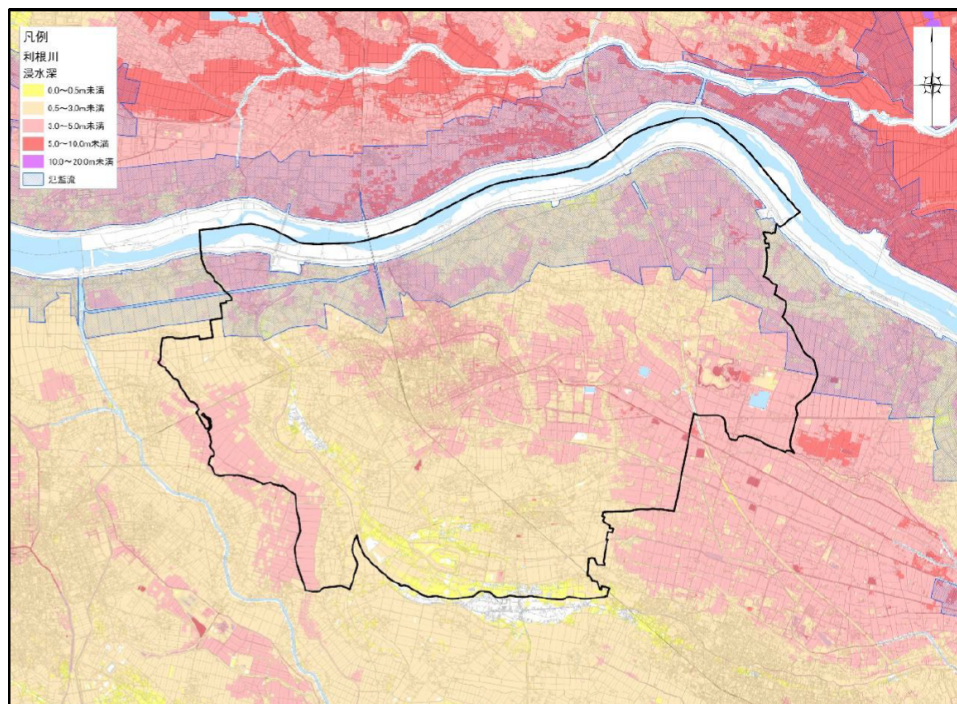
※シミュレーションの実施に当たっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、内水による氾濫等を考慮していない。

(2) 浸水区域

① 利根川

本市においては、市内のほぼ全域が浸水区域となっている。

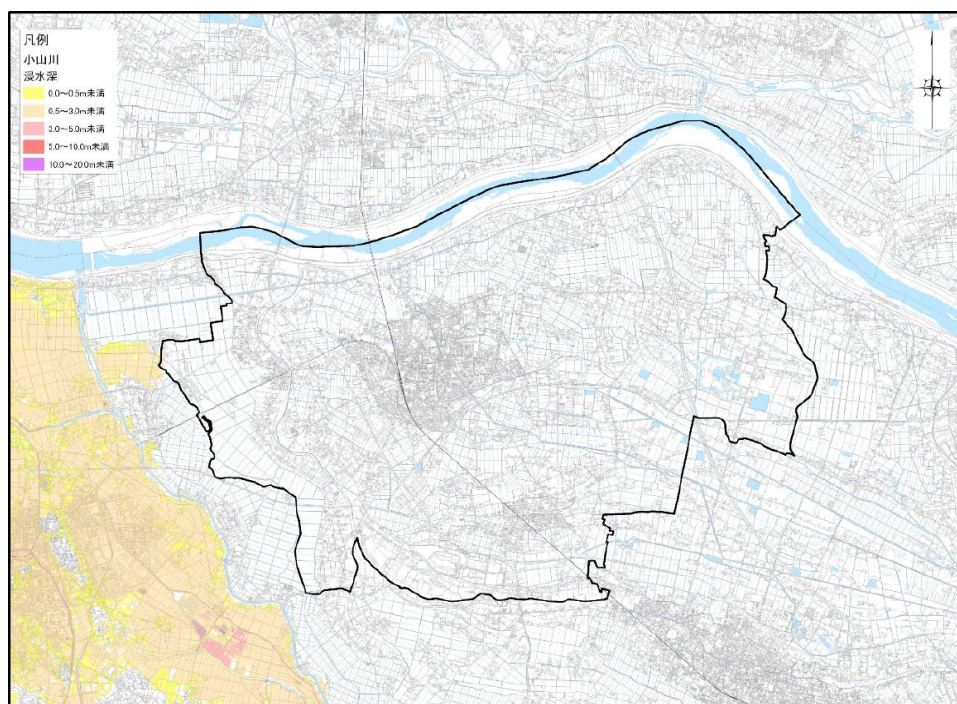
< 図一利根川洪水浸水想定区域図（想定最大規模） >



② 小山川

本市においては、新郷地区の一部（上新郷）が浸水区域となっている。

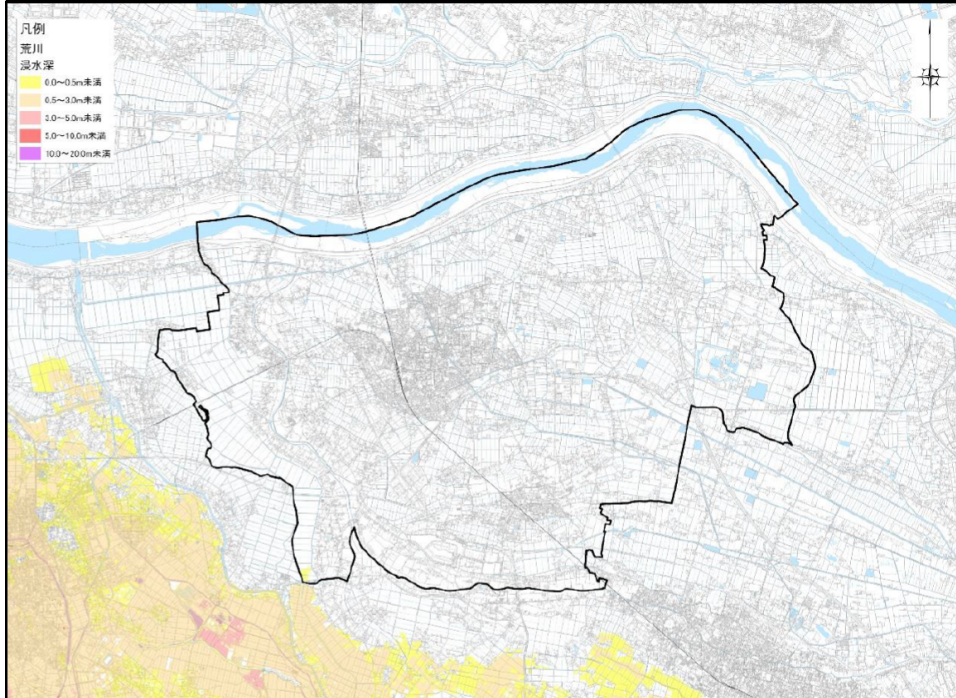
< 図一小山川洪水浸水想定区域図（想定最大規模） >



③ 荒川

本市においては、新郷地区の一部（下新郷）が浸水区域となっている。

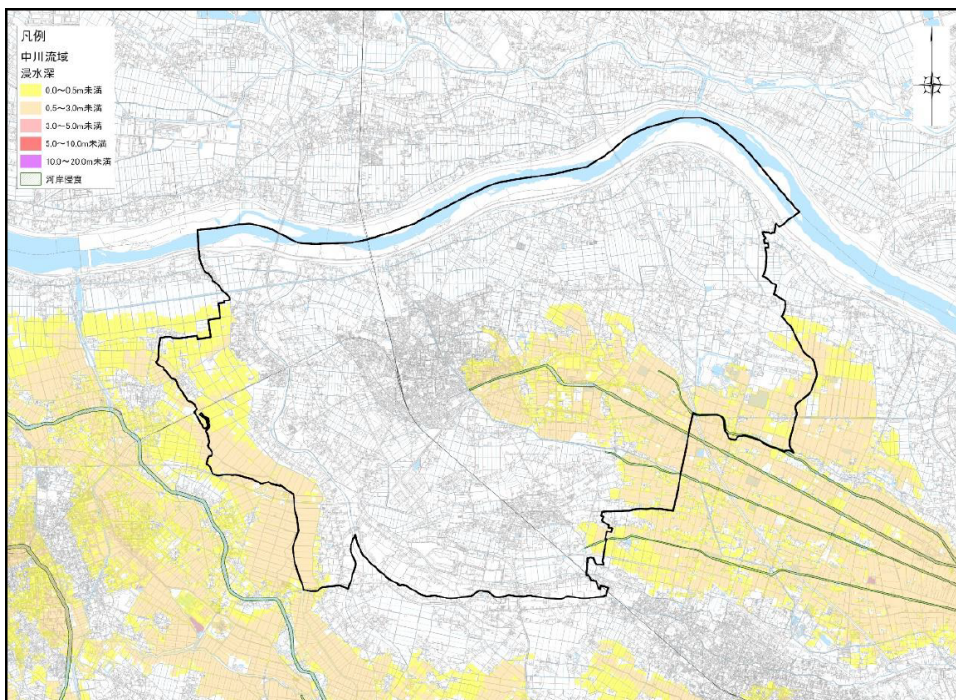
< 図—荒川洪水浸水想定区域図（想定最大規模） >



④ 中川

本市においては、羽生地区、新郷地区、岩瀬地区、井泉地区、手子林地区及び三田ヶ谷地区の一部が浸水区域となっている。

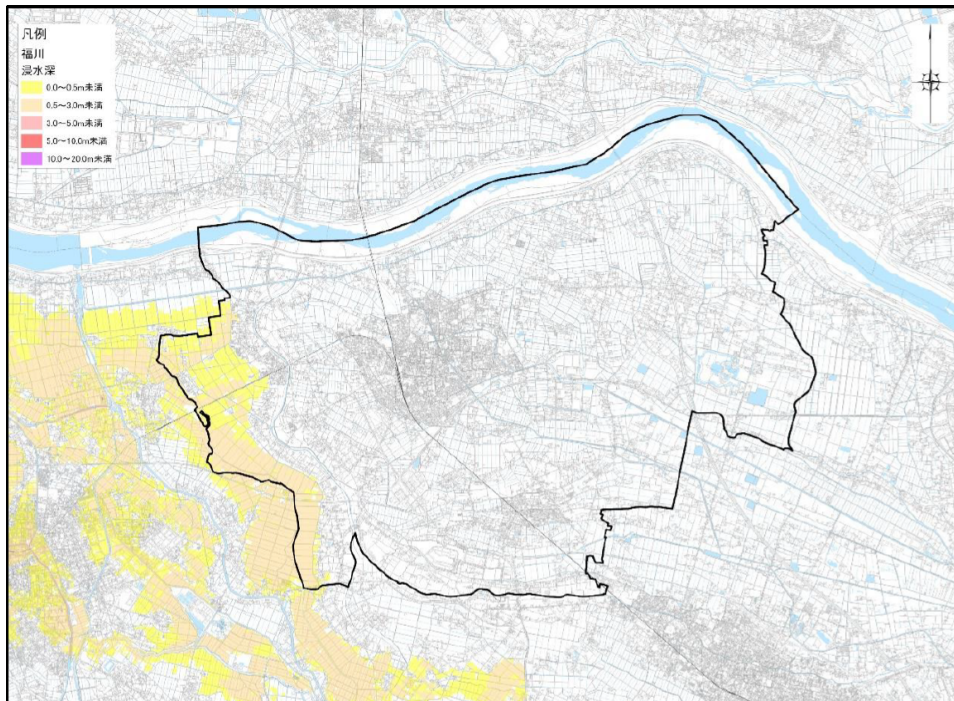
< 図—中川洪水浸水想定区域図（想定最大規模） >



⑤福川

本市においては、新郷地区及び岩瀬地区の一部が浸水区域となっている。

< 図一福川洪水浸水想定区域図（想定最大規模） >



第3節 防災対策の基本方針

本市では、第6次羽生市総合振興計画の政策の一つとして「安全・安心 ～いのちと暮らしを守るまちをつくる～」を掲げ、その実現をめざし、危機管理体制の充実、消防力や救急体制の強化を図り、地震や洪水等の災害対策を推進するとしている。

東日本大震災といった大規模な災害を経験する中で、甚大な被害の軽減を実現するためには、行政が行う防災活動だけでは限界があることがより一層明らかになってきた。

市は、想定した被害の軽減を図るため、地域と行政が一体となって安全で安心なまちづくりの実現をめざし、「自らの安全は自らが守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「自助・共助」の理念のもと、市民による災害教訓の伝承や自発的な防災活動を促進するとともに、民間ボランティアや民間の物資供給事業者等との連携・協力、他市町村との相互応援、広域での被災住民の受け入れを想定する措置など平時の備えを積極的に推進する。

また、災害が発生するおそれがある場合及び発災初動期には、市民の安全かつ迅速な避難支援、被災者保護対策の円滑な推進を図る。

さらに、復旧・復興段階においては、被災者の生活再建を支援するとともに、国や県の協力を得ながら、迅速な復旧・復興事業を推進する。

第3章 防災体制の強化

第1節 防災関係機関の役割

第1 市及び防災関係機関の役割

1 羽生市

市は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の協力機関の協力を得て防災活動を実施する。

2 埼玉県

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、当該県の地域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 市民及び自主防災組織、事業所の役割

1 市 民

市民は、日頃から災害に備え、市、県、その他防災関係機関が実施する防災活動に参加・協力するとともに、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもとに、自主防災組織の活動の活性化など積極的に自主防災活動を行う。

2 地域の自主防災組織

地域は、災害時には支援が必要となる要配慮者がいること、同時多発的な災害時には公助による支援が及ばない可能性があることに備え、自主防災組織を中心として地域での支え合いによる「共助」の取組を活性化させるなど、災害対応力の高い防災コミュニティづくりを推進する。

3 事業所

事業所は、防火管理体制の強化、防災訓練の実施、非常用食料の備蓄など災害に即応できる防災体制の充実に努めるとともに、事業所内の従業員及び利用者等の安全を確保することはもちろん、地域の防災活動へ積極的に協力する。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 羽生市

羽生市は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関し、次の事項を実施するとともに、防災関係機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、その総合調整を図る。

機関名	事務又は業務の大綱
羽生市	<ol style="list-style-type: none"> 1 羽生市防災会議に関すること 2 災害予防 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災に関する啓発及び教育に関すること。 (2) 防災に関する組織の整備に関すること。 (3) 防災に関する教育及び訓練の実施に関すること。 (4) 防災に関する物資や資機材の備蓄、整備及び点検に関すること。 (5) 防災に関する施設や設備の整備及び点検に関すること。 (6) 市内の公共的団体や住民及び事業所の自主防災組織の育成指導に関すること。 (7) その他、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善に関すること。 3 災害応急対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 (2) 警報の発令及び避難の指示に関すること。 (3) 消防、水防その他災害の応急措置に関すること。 (4) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。 (5) 被災を受けた園児、児童・生徒の応急の保育及び教育に関すること。 (6) 施設及び設備の応急復旧に関すること。 (7) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。 (8) 犯罪の予防、交通の規制その他災害における社会秩序の維持に関すること。 (9) 緊急輸送の確保に関すること。 (10) 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること。 (11) 農産物、家畜等に対する応急措置に関すること。 (12) 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること。 (13) その他、災害の防御又は拡大防止に関すること。 4 災害復旧対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被害施設の復旧に併せ、災害の再発を防止するための施設の新設や改良に関すること。 (2) 被災者の生活確保に関すること。

第2 羽生市消防本部

機関名	事務又は業務の大綱
羽生市消防本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防施設、消防本部体制の整備に関する事。 2 救助及び救援施設体制の整備に関する事。 3 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関する事。 4 消防知識の啓発、普及に関する事。 5 火災発生時の消火活動に関する事。 6 水防活動の協力、援助に関する事。 7 災害発生の予防及び被害の拡大防止に関する事。 8 被災者の救助、救援、救急救命処置及び傷病者の緊急搬送に関する事。 9 避難の誘導に関する事。 10 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。

第3 埼玉県

埼玉県は、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、又は災害の規模が大きく、市町村で対処することが困難なとき、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

また、市町村及び防災関係機関の防災活動を援助し、その調整を行う。

機関名	事務又は業務の大綱
埼玉県	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災に関する組織の整備に関する事。 (2) 防災に関する訓練の実施に関する事。 (3) 防災に関する物資や資機材の備蓄、整備及び点検に関する事。 (4) 防災に関する施設や設備の整備及び点検に関する事。 (5) その他、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善に関する事。 2 災害応急対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事。 (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事。 (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関する事。 (4) 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事。 (5) 施設及び設備の応急復旧に関する事。 (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関する事。 (7) 犯罪予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事。 (8) 緊急輸送の確保に関する事。 (9) その他、災害の防御又は拡大防止に関する事。 3 災害復旧対策

第4 埼玉県の関係機関

機関の名称	事務又は業務の内容
埼玉県利根地域振興センター [行田市]	1 市町村情報連絡員、市町村情報連絡係との連絡調整に関する こと。 2 市町村の被害情報の把握及び整理に関すること。 3 地域機関の被害情報の収集及び整理に関すること。 4 県災害対策本部との連絡調整に関すること。 5 地域機関が実施する災害応急対策の把握に関すること。 6 防災拠点との連絡調整に関すること。 7 防災関係機関との連絡調整に関すること。 8 市町村災害対策活動の支援に関すること。 9 市町村情報連絡員、市町村情報連絡係の支援に関すること。
埼玉県加須保健所 [加須市]	1 感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動に関すること。 2 災害救助食料の衛生に関すること。 3 医薬品、衛生材料及び各種資材の調達体制の整備に関する こと。
埼玉県行田県土整備 事務所 [行田市]	1 降水量及び水位等の観測通報に関すること。 2 洪水予報及び水防警報の受理並びに通報に関すること。 3 水こう門及び排水機場等に関すること。 4 水防管理団体との連絡指導に関すること。 5 管理河川、道路、橋梁等の災害状況調査及び応急対策に関 する こと。 6 管理河川、道路、橋梁等の維持管理及び災害復旧に関す る こと。
埼玉県加須農林振興 センター [加須市]	1 農産物被害状況の調査に関すること。 2 農業災害融資に関すること。 3 農作物の生産・指導に関すること。 4 農作物病虫害防除対策及び指導に関すること。 5 農地・農業用施設の被害状況調査及び災害復旧事業に関 する こと。
埼玉県警察羽生警察 署	1 情報の収集、伝達及び広報に関すること。 2 警告及び避難誘導に関すること。 3 人命の救助及び負傷者の救護に関すること。 4 交通秩序の維持に関すること。 5 犯罪の予防検挙に関すること。 6 行方不明者の捜索及び検視（死体見分）に関すること。 7 漂流物等の処理に関すること。 8 その他治安維持に必要な措置に関すること。

機関の名称	事務又は業務の内容
埼玉県東部教育事務所 [春日部市]	1 教育関係の被害状況の調査に関する事。 2 公立学校及び施設の災害応急対策及び応急時の指導に関する事。 3 災害給付及び災害貸付けに関する事。 4 応急教育実施の予定場所の指導に関する事。 5 教育実施者の確保に関する事。 6 応急教育の方法及び指導に関する事。 7 教科書及び教材等の配給に関する事。 8 国及び県の指定文化財の保護に関する事。 9 災害地学校の保健指導に関する事。 10 災害地学校の給食指導に関する事。
埼玉県東部中央福祉事務所 [春日部市]	1 住居及び人的被害状況の取りまとめ、救援に関する事。 2 災害時における生活困窮者及び要配慮者の援助に関する事。 3 災害救助法の適用に伴う応急対策に関する事。 4 福祉関係被災状況の調査に関する事。 5 福祉関係各法に基づく保護に関する事。 6 日本赤十字社県支部との連絡に関する事。
県立高等学校	1 生徒の安全確保並びに学校の保健衛生に関する事。 2 市の避難所に指定されている高校については、その初期対応及び後方支援に関する事。

第5 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の内容
関東財務局 [さいたま市]	1 災害査定立会に関する事。 2 金融機関等に対する金融上の措置に関する事。 3 地方公共団体に対する融資に関する事。 4 国有財産の管理処分に関する事。
関東運輸局 埼玉運輸支局 [さいたま市]	1 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関する事。 2 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関する事。 3 災害時における不通区間の迂回輸送の指導に関する事。
関東農政局 埼玉県拠点 [さいたま市]	1 災害予防 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業に関する事。 2 災害応急対策 (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関する事。 (2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関する事。 (3) 農作物・蚕・家畜等に係わる管理指導及び病虫害の防除に関する事。 (4) 営農技術指導、家畜の移動に関する事。 (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関する事。 (6) 応急用食料・物資の支援に関する事。 (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関する事。 (8) 食品の需給・価格動向や表示等に関する事 (9) 関係職員の派遣に関する事 3 災害復旧対策 (1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関する事 (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事。
関東経済産業局 [さいたま市]	1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事 2 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事 3 被災中小企業の振興に関する事
埼玉労働局 [さいたま市]	1 工場、事業場における労働災害の防止に関する事 2 職業の安定に関する事

機関の名称	事務又は業務の内容
厚生労働省 行田労働基準監督署 [行田市]	1 工場及び事業所における労働災害の防止に関すること。 2 災害復旧工事における労働災害の防止に関すること。 3 労働者の賃金立替払に関すること。
国土交通省関東地方 整備局 [さいたま市]	管轄する河川についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める。 1 災害予防 (1) 災害対策の推進 (2) 危機管理体制の整備 (3) 災害・防災に関する研究・観測等の推進 (4) 防災教育等の推進 (5) 防災訓練 (6) 再発防止対策の実施 2 災害応急対策 (1) 災害発生直前の対策 (2) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保 (3) 活動体制の確保 (4) 災害発生直後の施設の緊急点検 (5) 災害対策用資機材、復旧資機材の確保 (6) 災害時における応急工事等の実施 (7) 二次災害の防止対策 (8) ライフライン施設の応急復旧 (9) 地方公共団体等への支援 (10) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」の派遣 (11) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の派遣 (12) 被災者・被災事業者に対する措置 3 災害復旧・復興 (1) 災害復旧の実施 (2) 都市の復興 (3) 復旧・復興資機材の安定的な確保
熊谷地方气象台 [熊谷市]	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。 6 災害時等に地方自治体に職員を派遣し、防災対応支援のため、防災気象情報の提供及び解説・防災対策への助言を行う。 （気象庁防災対応支援チーム：JETT）

機関の名称	事務又は業務の内容
関東総合通信局 [東京都千代田区]	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること。 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。
関東地方測量部 [東京都千代田区]	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 2 災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関すること。 3 地殻変動の監視に関すること。
関東地方環境事務所 [さいたま市]	<ol style="list-style-type: none"> 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること。 3 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること。
北関東防衛局 [さいたま市]	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。 2 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。

第6 自衛隊

災害時の自衛隊活動は、資機材、特殊技術、労力の供給等広範囲な活動が可能である。

市及び関係機関だけでは災害時に必要とされる資機材、特殊技能、労力等の結集が困難な場合には、県に対して自衛隊派遣を要請する。

機関の名称	事務又は業務の内容
陸上自衛隊第32普通科連隊 [さいたま市]	1 災害派遣の準備 (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。 (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。 (3) 県地域防災計画と合致した防災訓練の実施に関すること。 2 災害派遣の実施 (1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること。

第7 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の内容
東日本電信電話(株) 埼玉事業部 [さいたま市]	1 電気通信設備の整備に関すること。 2 災害時における重要通信の確保に関すること。 3 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。 4 市災害対策本部への対策要員の派遣及び協調（災害情報の提供及び収集、サービス提供状況及び復旧状況の共有）
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ埼玉支店 [さいたま市] KDDI(株) [東京都千代田区] ソフトバンク(株) [東京都港区]	1 重要通信の確保に関すること。 2 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること。
日本郵便(株) 羽生郵便局	1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。 2 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関すること。

機関の名称	事務又は業務の内容
東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社 [熊谷市]	1 災害時における電力供給に関すること。 2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
東京ガスネットワーク(株) 埼玉支社 [さいたま市]	1 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。 2 災害時におけるガス供給に関すること。
東武鉄道(株) 羽生駅 秩父鉄道(株) 羽生駅	1 鉄道施設等の安全保全に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救援助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
東日本高速道路(株) 関東支社加須管理事務所 [加須市]	〔高速自動車国道に係わる〕 1 災害防止に関すること。 2 被災点検、応急復旧工事等に関すること。 3 災害時における利用者等へのう回路等の情報(案内)提供に関すること。 4 災害復旧工事の施工に関すること。
日本赤十字社埼玉 県支部 [さいたま市]	1 災害応急救護のうち、医療、助産及び死体の処理(死体の一時保存を除く。)を行うこと。 2 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと。 3 主として赤十字ボランティア(奉仕団)の組織を通じ、各種赤十字ボランティア(奉仕団)の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金の受付、配分についての協力に関すること。 4 避難所設置の支援に関すること。
NHKさいたま 放送局 [さいたま市]	1 市民に対する防災知識の普及に関すること。 2 市民に対する応急対策等の周知徹底に関すること。 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。
日本通運(株) 埼玉支店 [さいたま市]	1 災害応急活動のため、埼玉県知事の車両借上げ要請に対する即応態勢の整備並びに配車に関すること。

第8 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の内容
(一社) 埼玉県トラック協会北埼玉支部 [加須市]	1 災害時における貨物自動車（トラック）による救援助物資及び避難者の輸送協力に関すること。
加須市・羽生市水防事務組合（加須市役所治水課内）	1 水防を行う区域中、羽生市の区域に関する洪水時の水害警戒、防御に関すること。 2 水防施設資材の整備に関すること。 3 水防計画の策定と水防訓練に関すること。 4 水防活動に関すること。
土地改良区	1 農地、農業用施設の災害復旧計画の策定及び実施に関すること。 2 水路、ため池等の施設の整備及びその防火管理並びに災害復旧、災害時における農地、農業用施設の災害対策に関すること。
(一社) 埼玉県医師会 (一社) 埼玉県歯科医師会 (公社) 埼玉県看護協会	1 医療及び助産活動の協力に関すること。 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。 3 医療救護活動の実施に関すること。
(一社) 埼玉県LPガス協会北埼玉支部	1 ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全保安に関すること。 2 災害時におけるガスの供給の確保に関すること。 3 カセットボンベを含むエルピーガス等の流通在庫による災害時の調達に関すること。 4 自主防災組織等がLPガスを利用して行う炊き出し訓練の協力に関すること。
(株) テレビ埼玉 [さいたま市]	1 市民に対する防災知識の普及啓発に関すること。 2 市民に対する応急対策等の周知徹底に関すること。 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。
(株) エフエムナックファイブ [さいたま市]	1 市民に対する防災知識の普及啓発に関すること。 2 市民に対する応急対策等の周知徹底に関すること。 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。
(一社) 埼玉県バス協会 [さいたま市]	1 災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること。

第9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者は、平時から災害予防の整備に努め、災害時には直ちに災害応急措置を実施する。

また、市、その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

機関の名称	事務又は業務の内容
自主防災組織	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災に関する知識の普及に関すること。 2 地震等に関する災害予防に関すること。 3 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。 4 防災訓練の実施に関すること。 5 防災資機材等の備蓄に関すること。
羽生市消防団 羽生市水防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の消防、水防活動に関すること。 2 被災者の救出及び避難の誘導に関すること。 3 非常警戒及び防火診断に関すること。 4 災害時における応急復旧作業に関すること。
ほくさい農業協同組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 市が行う農作物の被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 2 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 3 被災農家に対する融資及び斡旋に関すること。 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保及び斡旋に関すること。 5 農作物の需給調整に関すること。 6 米穀等の調達に関すること。
羽生市商工会等商工業関係団体	<ol style="list-style-type: none"> 1 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力に関すること。 2 物価安定についての協力に関すること。 3 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋に関すること。
市内金融機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災事業等に対する資金の融資に関すること。
羽生交通安全協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路交通の安全確保についての協力に関すること。
羽生市防犯協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 防犯及び治安維持援助に関すること。
羽生市建設業協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の確保についての協力、斡旋に関すること。 2 災害復旧に関すること。 3 災害時における飲料水の供給活動の協力に関すること。 4 災害時における水道等施設の応急対策及び復旧活動の協力に関すること。
羽生市電気工事店組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共施設、家庭電気の応急対策及び復旧活動の協力に関すること。
羽生市社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活福祉資金の貸付に関する相談及び災害による生活困窮者、要配慮者の援助に関すること。 2 災害時におけるボランティアの調整（コーディネート）に関すること。 3 災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること。 4 日本赤十字社との連絡調整に関すること。

機関の名称	事務又は業務の内容
羽生市民生委員・児童委員協議会	1 生活困窮者及び要配慮者の援助に関すること。
羽生市医師会 羽生市歯科医師会 羽生市薬剤師会	1 医療及び助産活動の協力に関すること。 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。 3 医療救護活動の実施に関すること。
病院等経営者	1 避難施設の整備と避難等の訓練の実施に関すること。 2 被災時の病人等の収容、保護に関すること。 3 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること。
社会福祉施設経営者	1 避難施設の整備と避難等の訓練の実施に関すること。 2 災害時における収容者の保護に関すること。
埼玉県石油業協同組合羽生支部	1 燃料の調達に関すること。
羽生市防災協議会	1 災害時における応急対策の協力に関すること。 2 災害時における建設資機材等の提供に関すること。
その他の公共的団体	1 本市が実施する応急対策についての協力に関すること。

なお、これらの団体の協力業務として考えられるものは、以下のとおりである。

【公共的団体等の協力業務の例】

- ・ 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること
- ・ 災害時における広報等に協力すること
- ・ 出火の防止及び初期消火に協力すること
- ・ 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること
- ・ 被災者の救助業務に協力すること
- ・ 炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること
- ・ 被害状況の調査に協力すること

第10 災害時応援協定締結団体・事業者の役割

市は、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、団体・事業者と災害時応援協定を締結し、災害時における協力を依頼している。

現在の協定締結先は、資料編 資料2 の通りである。

市と協定締結団体等は、災害時に協定が有効に機能するよう、平時から連絡体制・応援要請手段等について取り決め、強固な協力関係の下に災害対応が行えるようにする。

第3節 市の防災体制

第1 市の防災組織

1 羽生市防災会議

地域振興課

羽生市防災会議は、羽生市防災会議条例に基づき、平時において羽生市地域防災計画を作成するとともに、市長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議する。

市は、羽生市防災会議の機能強化を図るため、多様な意見を反映するように努める。

＜表－羽生市防災会議名簿＞

区分	機関名	職名
会 長	羽生市	市 長
第一号委員	国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所 厚生労働省埼玉労働局行田労働基準監督署 農林水産省関東農政局埼玉県拠点 気象庁東京管区气象台熊谷地方气象台	所 長 署 長 地方参事官 (埼玉県担当) 台 長
第二号委員	埼玉県利根地域振興センター 埼玉県加須保健所 埼玉県加須農林振興センター 埼玉県行田県土整備事務所	所 長 所 長 所 長 所 長
第三号委員	羽生警察署	署 長
第四号委員	羽生市 羽生市 羽生市 羽生市	副市長 総務部長 会計管理者 女性職員代表
第五号委員	羽生市教育委員会	教育長
第六号委員	羽生市消防本部 羽生市消防団	消防長 団 長
第七号委員	日本郵便(株) 羽生郵便局 東日本電信電話(株) 埼玉事業部 東京電力パワーグリッド(株) 熊谷支社 (一社) 埼玉県LPガス協会北埼玉支部 (一社) 羽生市医師会 朝日自動車(株) 加須営業所 東武鉄道(株) 羽生駅 日本赤十字社埼玉県支部	局 長 執行役員 (埼玉事業部長) 支社長 支部長 会 長 所 長 駅 長 救護・講習課長

区分	機関名	職名
第八号委員	自主防災組織 自主防災組織	代 表 代 表
第九号委員	埼玉県立羽生実業高等学校 井泉地区婦人防火クラブ 羽生市女性会議 羽生市民生委員・児童委員協議会	事務室長 会 長 会 長 代 表

2 羽生市災害対策本部

市は、平時から防災体制の充実に取り組むとともに、災害が発生し、又は災害の発生するおそれのある場合は、災害対策基本法第23条の2、羽生市災害対策本部条例及び羽生市災害対策本部規程に基づき災害対策本部及び各機関の防災組織をもって応急対策を実施する。

(1) 実施責任者不在時の対応

本部長が、不在の場合対応は以下の順位で行う。

代理順位	代理者
第1順位	副市長（副本部長）
第2順位	教育長（本部長付）

(2) 災害対策本部の設置場所及び代替施設

災害対策本部は、羽生市役所本庁舎に開設する。もし羽生市役所本庁舎が被災した場合は、市長の指示する次の公共施設に災害対策本部を開設する。

災害種別	代替施設
地震の場合	消防本部庁舎
風水害の場合	中央公民館

地域振興課

地域振興課

(3) 災害対策本部設置に関わる備品類等

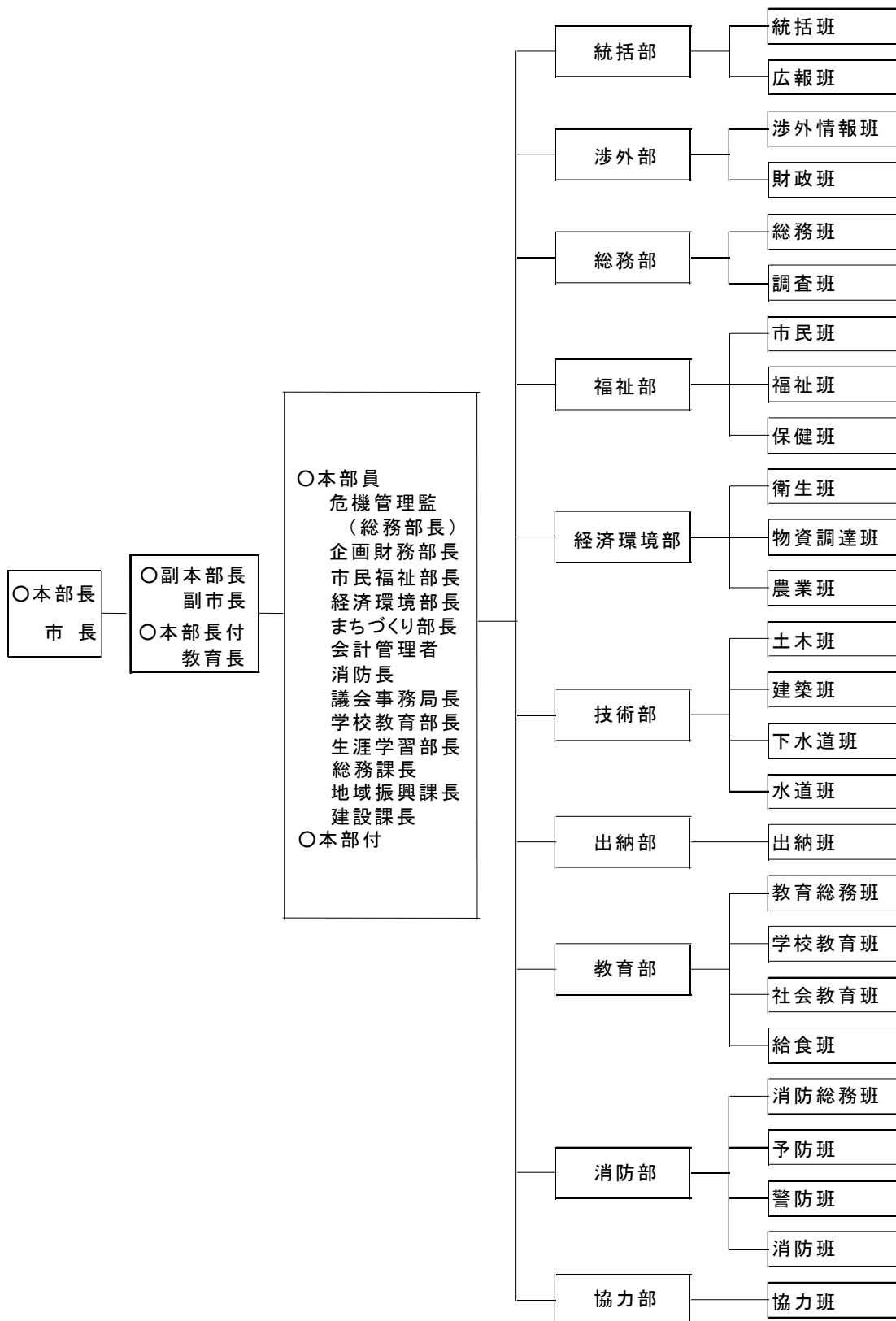
関係各課

災害対策本部設置にあたり必要な備品類は、各課分担して準備する。

備品類	担当課
・災害対策本部の標識	地域振興課
・職員名簿	総務課
・掲示板	地域振興課
・消防団（水防団）の連絡先名簿	消防総務課
・各防災関係機関連絡先	地域振興課
・会議記録簿	地域振興課
・被害状況連絡票その他の報告・様式類	地域振興課
・防災行政無線（移動系無線）、災害対応臨時電話	地域振興課
・情報通信手段 （テレビ、ラジオ、庁内放送設備）	財政課
・事務機器の設置 （パソコン、プロジェクター、コピー機器、FAX等）	企画課
・広報車両	地域振興課
・市域全体の図面及び住宅地図	まちづくり政策課
・道路管内図	建設課
・危険物等施設台帳	予防課

(4) 災害対策本部の系統図

< 図－災害対策本部の系統図 >



(5) 災害対策本部の組織と役割**① 構成員**

災害対策本部は、次に定める災害対策本部長、災害対策副本部長、災害対策本部長付、災害対策本部員及び災害対策本部付をもって充てる。

関係各部課

構成員	職名
災害対策本部長(以下「本部長」という。)	市長
災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)	副市長
災害対策本部長付(以下「本部長付」という。)	教育長
災害対策本部員(以下「本部員」という。)	羽生市行政組織条例等に規定する部等の長及び総務課長、地域振興課長、建設課長
災害対策本部付(以下「本部付」という。)	官公庁その他民間諸団体及び法人の長又は職員で必要と認めるものを委嘱

② 災害対策本部の分掌事務

- ア 災害対策本部の設置及び廃止に関すること。
- イ 災害対策の総合的調整に関すること。
- ウ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- エ 避難指示・緊急安全確保の発令及び伝達方法の検討に関すること。
- オ 県、政府機関、公共機関、関係防災機関等に対する応援の要請に関すること。
- カ 自衛隊に対する派遣要請に関すること。
- キ 災害救助法の適用申請に関すること。
- ク 隣接市町との相互応援に関すること。
- ケ 応援協定締結市町村等に対する応援の要請に関すること。
- コ 公用負担に関すること。
- サ 県災害対策本部との連絡に関すること。
- シ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- ス 上記に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

関係各部課

③ 本部員会議

- ア 本部員会議は本部長、副本部長、本部長付、本部員及び本部付をもって構成する。
- イ 本部員会議の庶務は、統括班が処理する。

地域振興課

関係各部課

④ 本部の役割分担

構成員	職名	役割
本部長	市長	・ 本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
副本部長	副市長	・ 本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部長付	教育長	・ 本部長を補佐する。
本部員	危機管理監 (総務部長) 企画財務部長 市民福祉部長 経済環境部長 まちづくり部長 会計管理者 議会事務局長 消防長 学校教育部長 生涯学習部長 総務課長 地域振興課長 建設課長	・ 本部長の命を受け、本部の事務に従事するほか、必要に応じ現地におもむき各班の指揮をとる。
本部付	本部長が必要と認めるものを委嘱	・ 対策本部の活動に万全を期するための任務を担う。

※危機管理監は総務部長をもって充てる。(羽生市危機管理監の設置に関する規程第3条)
また、危機管理監は代理を置くことができる。

⑤ 本部組織

＜表－本部組織表＞

部	部長	班	班長	班員
統括部	危機管理監 (総務部長)	統括班 広報班	地域振興課長 秘書広報課長	地域振興課に属する職員 秘書広報課 〃
渉外部	企画財務部長	渉外情報班 財政班	企画課長 財政課長	企画課に属する職員 財政課 〃
総務部	総務部長	総務班 調査班 〃	総務課長 税務課長 収納課長	総務課に属する職員 税務課 〃 収納課 〃
福祉部	市民福祉部長	市民班 福祉班 〃 〃 保健班 〃	市民生活課長 社会福祉課長 子育て支援課長 高齢介護課長 健康づくり推進課長 国保年金課長	市民生活課に属する職員 社会福祉課 〃 子育て支援課 〃 高齢介護課 〃 健康づくり推進課 〃 国保年金課 〃
経済 環境部	経済環境部長	衛生班 物資調達班 〃 農業班 〃	環境課長 商工課長 観光プロモーション課長 農政課長 農業委員会事務局長	環境課に属する職員 商工課 〃 観光プロモーション課 〃 農政課 〃 農業委員会事務局 〃
技術部	まちづくり 部長	土木班 〃 〃 建築班 下水道班 水道班	建設課長 まちづくり政策課参事 企業誘致推進課長 まちづくり政策課長 下水道課長 水道課長	建設課に属する職員 まちづくり政策課 〃 企業誘致推進課 〃 まちづくり政策課 〃 下水道課 〃 水道課 〃
出納部	会計管理者	出納班	会計課長	会計課に属する職員
教育部	学校教育部長 生涯学習部長	教育総務班 学校教育班 社会教育班 〃 給食班	教育総務課長 学校教育課長 生涯学習課長 スポーツ振興課長 学校教育課参事	教育総務課に属する職員 学校教育課 〃 生涯学習課 〃 スポーツ振興課 〃 給食センター 〃
消防部	消防長	消防総務班 予防班 警防班 消防班	消防総務課長 予防課長 警防課長 消防署長	消防総務課に属する職員 予防課 〃 警防課 〃 消防署 〃
協力部	議会事務局長	協力班 〃 〃 〃 〃	人権推進課長 工事検査課長 議会事務局総務課長 図書館・郷土資料館長 〃 監査委員事務局長	人権推進課に属する職員 工事検査課 〃 議会事務局 〃 図書館 〃 郷土資料館 〃 監査委員事務局 〃

⑥ 各部の任務分担

＜表－任務分担表＞

部	班	事務分掌
統括部	統括班 (地域振興課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の開設、廃止に関する事。 2 本部の運営、庶務に関する事。 3 各部、各班の連絡調整に関する事。 4 情報の収集整理に関する事。 5 防災及び救助業務の総合企画に関する事。 6 被災情報の集約、分析、報告に関する事。 7 避難指示等の発令に関する事。 8 各部所管の避難所開設の指示に関する事。 9 災害警備に関する事。 10 安否確認、捜索、救助の総括に関する事。 11 水防活動の総括に関する事。 12 市防災行政無線の管理及び運用に関する事。 13 災害救助法適用の適用に関する事。 14 激甚災害指定手続きに関する事。 15 班応援の総合調整に関する事。
	広報班 (秘書広報課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報等住民に対する広報に関する事。 2 災害対策本部長の秘書に関する事。 3 緊急労力の調達に関する事。 4 視察者等に関する事。 5 国等への陳情及び関係資料の作成に関する事。 6 災害広報及び記録の編集保存に関する事。 7 災害写真の撮影収集及び記録作成に関する事。 8 報道関係機関との連絡調整に関する事。 9 災害対策従事者の表彰に関する事。 10 災害見舞に関する事。 11 他班任務の応援に関する事。 12 部の庶務に関する事。 13 その他の災害対策に関する事。
渉外部	渉外情報班 (企画課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災情報の収集及び被害状況報告の取りまとめに関する事。 2 他の機関及び他の団体との連絡に関する事。 3 県、消防、警察、自衛隊、応援協定市町村等に対する応援出動(派遣)の要請(要請要求)及び連絡に関する事。 4 県その他防災関係機関との連絡調整及び被害状況等の報告、提供に関する事。 5 他市町村との連絡調整に関する事。 6 救援物資、資機材の数量調査の総括に関する事。 7 災害復旧の総合計画に関する事。 8 インターネットによる災害情報発信に関する事。 9 部の庶務に関する事。 10 他班任務の応援に関する事。

部	班	事務分掌
	財政班 (財政課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急予算編成及び資金調達に関すること。 2 災害対策に必要な財政措置に関すること。 3 救助費の支給及び救助費予算に関すること。 4 公用負担などによる損失補償、弁償等に関すること。 5 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関すること。 6 災害に係る市費の出納に関すること。 7 災害に係る物品の購入契約に関すること。 8 義援金の募集、受入れ、配分に関すること。 9 資機材及び輸送手段の調整確保に関すること。 10 臨時電話の確保に関すること。 11 公用車両等の管理及び配車に関すること。 12 公有地の活用に関すること。 13 庁舎の復旧に関すること。 14 庁舎の警備に関すること。 15 市有財産の保全及び被害調査に関すること。 16 他班任務の応援に関すること。
総務部	総務班 (総務課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員及び報告に関すること。 2 派遣職員及び被派遣職員等の人事並びに給与に関すること。 3 職員の人事及び宿所名簿に関すること。 4 被災職員に対する給付その他の福利厚生に関すること。 5 庁舎への食料、物資保管に関すること。 6 部の庶務に関すること。 7 他班任務の応援に関すること。
	調査班 (税務課) (収納課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災家屋の調査に関すること。 2 罹災証明に関すること。 3 市税等の減免及び納税延期に関すること。 4 延滞金の減免等に関すること。 5 他班任務の応援に関すること。
福祉部	市民班 (市民生活課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の被害状況調査並びに被災証明書の発行に関すること。 2 被災者台帳に関すること。 3 遺体の捜索援助、埋火葬の許可に関すること。 4 避難住民の総合的把握に関すること。 5 安否情報の収集及び提供に関すること。 6 被災者相談窓口設置に関すること。 7 生活相談に関すること。 8 外国人に対する情報提供及び相談に関すること。 9 不明者の身元確認に関すること。 10 他班任務の応援に関すること。

◆ 第1編 ◆ 総 則 第3章 第3節

部	班	事務分掌
	福祉班 (社会福祉課) (子育て支援課) (高齢介護課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者等の援護に関する事。 2 災害弔慰金に関する事。 3 被災者生活再建支援法に関する事。 4 災害見舞金、救援物資の募集、受入及び配分に関する事。 5 被災者に対する生活保護の実施及び生業資金、更生資金等の貸付に関する事。 6 遺体の捜索援助、収容に関する事。 7 社会福祉施設、団体との連絡調整に関する事。 8 福祉避難所の運営に関する事。 9 各種福祉施設の応急対策に関する事。 10 市社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 11 応急保育に関する事。 12 その他災害時の救援に関する事。 13 部の庶務に関する事。 14 他班任務の応援に関する事。
	保健班 (健康づくり推進課) (国保年金課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護班の編成、出動要請及び協力活動に関する事。 2 医薬品の調達、補給に関する事。 3 遺体の捜索援助、収容に関する事。 4 医療救護所の設置に関する事。 5 妊産婦の救護並びに傷病者の収容及び応急手当に関する事。 6 傷病者の後方医療機関への搬送に関する事。 7 巡回サービスに関する事。 8 保健所や医療機関等との連絡に関する事。 9 医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連絡調整に関する事。 10 医療関係の要望等の緊急処理に関する事。 11 防疫・保健衛生に関する事。 12 飲料水、食品の衛生管理に関する事。 13 飼養動物の保護に関する事。 14 その他保健指導及び医療全般に関する事。 15 被災者に対する国民健康保険被保険者証又は後期高齢者医療被保険者証の再交付、国民年金等の保険料の免除等に関する事。 16 福祉班との連絡調整 17 他班任務の応援に関する事。

部	班	事務分掌
経 済 環境部	衛生班 (環境課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 処理施設の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。 2 防疫班の編成等防疫活動に関すること。 3 仮設トイレに関すること。 4 し尿汲み取り等に関すること。 5 消毒及び清掃の実施に関すること。 6 その他衛生指導に関すること。 7 環境に係る要望等の緊急処理に関すること。 8 ゴミ処理に関すること。 9 災害による廃棄物対策に関すること。 10 災害時における公害対策に関すること。 11 井戸水の水質検査等に関すること。 12 避難所の衛生等に関すること。 13 死亡獣畜の処理に関すること。 14 他班任務の応援に関すること。
	物資調達班 (商工課) (観光プロモーション課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 主要食料の調達に関すること。 2 衣料、燃料その他生活必需品の調達に関すること。 3 被災者、職員の必要物資等の輸送に関すること。 4 物資集積地の指定及び管理に関すること。 5 救援物資の受入、集積、配分に関すること。 6 その他救護物資の調達に関すること。 7 帰宅困難者の行動援護に関すること。 8 事業所等の被害状況の調査報告に関すること。 9 事業所等に対する融資措置及び経営相談に関すること。 10 他班任務の応援に関すること。
	農業班 (農政課) (農業委員会事務局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業関係被害状況の調査報告に関すること。 2 主要食料の調達に関すること。 3 農畜産関係の応急救助に関すること。 4 農業関係資材のあっせん供給に関すること。 5 飼料等のあっせん供給に関すること。 6 営農資金の貸付に関すること。 7 J Aほくさい等農業関係機関との連絡調整に関すること。 8 部の庶務に関すること。 9 他班任務の応援に関すること。

◆ 第1編 ◆ 総 則 第3章 第3節

部	班	事務分掌
技術部	土木班 (建設課) (まちづくり政策課) (企業誘致推進課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通途絶時、箇所及び交通迂回路線の表示に関する こと。 2 土木施設の危険情報及び被害状況の調査報告に関 すること。 3 交通途絶に伴う交通規制、交通安全対策に関する こと。 4 道路、河川、堤防、橋梁等の危険予防及び応急修理 に関する こと。 5 水防活動に関する こと。 6 緊急物資輸送路及び避難路に関する こと。 7 道路障害物等の除去に関する こと。 8 住居及びその周辺の障害物等の除去に関する こと。 9 建設関連業者との連絡調整に関する こと。 10 建設機械、車両の借上げ、配車及び建設資材の確保 調達に関する こと。 11 土木建設に係る救援労力の要請及び受入れに関 すること。 12 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金に関する こと。 13 都市計画施設の災害対策に関する こと。 14 その他土木施設に関する こと。 15 部の庶務に関する こと。 16 他班任務の応援に関する こと。
	建築班 (まちづくり政策課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定に関 すること。 2 公共施設、設備等の被害状況の調査報告、応急修理 に関する こと。 3 避難所その他仮設建物の建築に関する こと。 4 応急仮設住宅に関する こと。 5 被災住宅の応急修理に関する こと。 6 建築制限等を行う可能性がある区域の建築物被害 状況把握 7 被災者の住宅相談に関する こと。
	下水道班 (下水道課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の被害状況調査報告に関する こと。 2 下水道施設の復旧計画、復旧資材の調達及び総合調 整に関する こと。 3 下水道の危険予防及び応急修理に関する こと。 4 他班任務の応援に関する こと。
	水道班 (水道課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 上水道施設の被害状況調査報告に関する こと。 2 応急給水及び給水計画に関する こと。 3 給水についての広報に関する こと。 4 水道施設の応急復旧計画の策定と実施に関する こと。 5 他班任務の応援に関する こと。
出納部	出納班 (会計課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 物資及び金銭の出納に関する こと。 2 部の庶務に関する こと。 3 他班任務の応援に関する こと。

部	班	事務分掌
教育部	教育総務班 (教育総務課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の管理・運営に関すること。 2 避難所における物資の配給に関すること。 3 教育関連部門と本部との連絡及び伝達に関すること。 4 教育関係被害状況の調査報告に関すること。 5 教育関係災害復旧、応急救助予算要求に関すること。 6 部の庶務に関すること。 7 他班任務の応援に関すること。
	学校教育班 (学校教育課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童・生徒の把握及び安全確保に関すること。 2 教育関係施設を避難所に開設することについての協力に関すること。 3 学用品の給付に関すること。 4 被災児童・生徒の教育に関すること。 5 学校の保健及び衛生指導に関すること。 6 その他学校教育に関すること。 7 他班任務の応援に関すること。
	社会教育班 (生涯学習課) (スポーツ振興課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の管理・運営に関すること。 2 民間諸団体の連絡調整に関すること。 3 公民館等社会教育施設の災害対策及び被害の調査報告、応急措置に関すること。 4 文化財の安全確保に関すること。 5 その他社会教育に関すること。 6 他班任務の応援に関すること。
	給食班 (学校教育課給食センター)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における学校給食対策に関すること。 2 炊出し等に関すること。 3 児童・生徒の健康保持に関すること。 4 他班任務の応援に関すること。
消防部	消防総務班 (消防総務課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員、団員の招集に関すること。 2 消防施設の被害応急措置に関すること。 3 消防関係施設の応急復旧等に関すること。 4 部の庶務に関すること。 5 他班任務の応援に関すること。
	予防班 (予防課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防措置に関すること。 2 被害情報の収集及び被害状況調査報告に関すること。 3 危険物等の措置に関すること。 4 消防法に規定する危険物の安全確保に関すること。 5 放射性物質の安全確保に関すること。 6 高圧ガス、火薬類の安全確保に関すること。 7 毒劇物の安全確保に関すること。 8 その他予防に関すること。 9 他班任務の応援に関すること。

部	班	事務分掌
	警防班 (警防課)	1 各種警報発令に関する事 2 緊急消防援助隊に関する事 3 消防応援協定に関する事 4 その他警防に関する事 5 他班任務の応援に関する事
	消防班 (消防署)	1 災害予防警戒に関する事 2 被害調査及び記録の収集に関する事 3 災害防衛活動に関する事 4 人命救助及び救急・救護活動に関する事 5 消防機械器具の活用に関する事 6 その他環境保全、危険物対策に関する事 7 他に属さない消防に関する事 8 他班任務の応援に関する事
協力部	協力班 (人権推進課) (工事検査課) (議会事務局) (図書館) (郷土資料館) (監査委員事務局)	1 他班任務の応援に関する事

関係各部署

(6) 廃止の基準

発生した災害の応急対策がおおむね終了したと認めるとき。

統括班

(7) 設置又は廃止の公表

災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、その旨を公表するとともに、県危機管理防災部及び関係機関に通報する。

(8) 現地災害対策本部

本部長は、災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により災害応急対策を推進するため、特に必要があると認めるときは、名称、所管区域及び設置場所を定めて、現地災害対策本部（以下、「現対本部」という。）を設置することができる。

① 実施の責任者

現対本部長は、本部長が指名し、現対本部長は、本部長の命を受け、現対本部の事務を統括し、所轄の職員を指揮する。

② 組織体制

現対本部の組織その他必要な事項は、その都度本部長又は現対本部長が定める。

第2 職員の配備体制

市は、災害時に的確に応急対策が実施できるよう、必要に応じて市職員の人数、職制等をふまえ、配備体制区分、班体制を見直すとともに、災害時の職員の交替、人員の確保等について十分検討しておく。

1 地震の場合

配備区分	配備基準	配備体制
第1配備 (警戒体制)	① 原則として、市内で震度4の揺れが発生した場合 ② その他の状況により、市長が必要と認めた場合	通常の組織をもって、主に被害状況の調査及び報告を任務として活動する体制
第2配備 (緊急体制)	① 原則として、市内で震度5弱の揺れが発生し、相当規模の被害が予想される場合 ② その他の状況により、市長が必要と認めた場合	応急対策の活動に即応できるよう、危機管理監（総務部長）の指示により必要と認める職員を緊急に配備して、被害状況の調査及び応急対策を任務として活動する体制
第3配備 (非常体制) 災害対策本部 の設置	① 原則として、市内で震度5強以上の揺れが発生した場合 ② その他の状況により、市長（本部長）が必要と認めた場合	災害対策本部を設置し、全職員を動員して、市の組織の全てを挙げて、救助その他の応急対策を強力に推進する体制

2 風水害の場合

配備区分	配備基準	配備体制
第1配備 (初動体制)	・大雨注意報、洪水注意報、雷注意報のいずれかが発表され、かつ、1時間雨量が20mm以上を観測、もしくは予想される場合	通常の体制を維持しつつ、市内全域の監視、降雨状況の確認など情報の収集及び伝達を任務として活動する体制
第2配備 (警戒体制)	① 気象に関する警報、注意報発表に関わらず、強い雨雲の接近が予想される場合 ② その他の状況により、市長が必要と認めた場合	通常の体制を維持しつつ、市内全域の監視、降雨状況の確認、浸水予想区域の巡視、被害状況の調査等の応急対策を任務として活動する体制

配備区分	配備基準	配備体制
第3配備 (緊急体制)	① 大雨警報、洪水警報が発表され、統括責任者の判断により第3配備(緊急体制)に移行した場合 ② 気象予警報の発表状況のいかんに関わらず、1時間雨量が20mm以上を観測し、浸水被害の発生が予想される場合 ③ その他の状況により、市長が必要と認めた場合	通常の体制を維持しつつ、応急対策の活動に即応できる体制
第4配備 (非常体制) 災害対策本部 の設置	① 前線活動、台風接近等により相当量の降雨及び浸水被害の発生が予想される場合 ② 大雨に関する特別警報が発表された場合 ③ その他の状況により、市長(本部長)が必要と認めた場合	災害対策本部を設置し、全職員を動員して、市の組織の全てを挙げて、救助その他の応急対策を強力に推進する体制

※市では集中豪雨時等の体制についてマニュアルを作成しており、集中豪雨時等は同マニュアルにより対応する。

なお、その他の災害の場合の配備体制については、被害の状況に応じて本部の指示による。

第3 活動の円滑化のための備え

1 マニュアルの整備・更新

市は、市職員が災害時に迅速かつ円滑に応急対策が実施できるよう、災害時の活動マニュアルや受援計画を整備するとともに、必要に応じて見直しを図り、より実践に適したマニュアルの整備・更新に努める。

2 業務継続計画(BCP)の作成

市は、災害発生直後には、応急対策や復旧・復興対策に人的・物的資源の多くを投入することが想定されるが、通常業務の中で災害によって停止や休止ができない業務を明らかにし、これらを含めた非常時優先業務を最優先に実施するため、重要な情報や機能を損なうことがないようにあらかじめバックアップ対策を講じる。

また、重要な行政機能が被害を受けた場合には、短時間でその復元をするとともに、通常の行政サービスを再開できるよう、業務継続計画(BCP)を作成・更新する。

関係各課

全課

3 活動体制等の周知・徹底

地域振興課

市は、災害時に市職員が円滑に配備、参集、応急活動の実施を行えるよう、市職員に対し研修等を実施し、配備体制、活動体制、災害時の役割、マニュアル等必要な事項の周知、徹底を図る。

4 地区防災計画作成への支援

地域振興課

市は、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進やボトムアップ型の地域防災力の向上を図るため、地区居住者等に対し地区防災計画制度について周知し、地区防災計画の策定を支援する。

5 デジタル化の推進

地域振興課

市は、効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システム（S I P 4 D等）を活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

6 適切な避難行動に関する普及啓発

地域振興課

市は、住民が避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス（自分が経験したことのない危険や脅威を過小評価する傾向）等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるよう、正常性バイアス等の知識を教える防災教育や避難訓練の実施等、普及啓発に努めるものとする。

第4 応援協力体制の整備

大規模な災害が発生した場合、市の体制のみでは十分な応急対策の実施が困難となることが想定されるため、県、他市町村、指定公共機関等との連携強化に努める。

1 県や地方行政機関との連携強化

地域振興課

災害時の応急活動において県との連携は不可欠であるため、日ごろから通信、情報連絡体制をはじめ、県との連携強化に努める。

また、市町村情報連絡員及び市町村情報連絡係として県から派遣される職員や関東地方整備局から派遣される連絡情報員（リエゾン）の受入れに備える。

地域振興課
消防本部

2 緊急消防援助隊の派遣要請

大規模な災害等により、周辺市町村の協力のみでは十分な救助活動が困難となった場合は、緊急消防援助隊の派遣を、県を通じて要請する。

そのため、市は、災害時に迅速かつ円滑に派遣の要請ができるよう、連絡体制の強化に努める。

地域振興課

3 自衛隊への派遣要請

自衛隊の派遣要請は、原則として県に対して行うが、状況に応じて、市が直接派遣を要請する場合もあるため、自衛隊の派遣に必要な手続、連絡先、必要な書類、自衛隊の災害時の活動内容等を明確にし、災害時に迅速に派遣の要請ができるよう努める。

地域振興課

4 他市町村との相互応援協力

市は、福島県金山町、山梨県富士河口湖町、群馬県藤岡市・富岡市、神奈川県藤沢市、静岡県藤枝市、愛知県江南市・津島市等と災害時の相互応援協定を締結しているほか、県内市町村間で災害時の相互応援に関する協定を締結している。

今後とも、災害時に他市町村から応援を受けられるよう、県内外の市町村と応援協定の締結に努める。また、要請に必要な手続、連絡先、必要な書類、災害時の活動内容等を明確にし、災害時に迅速に派遣の要請ができるよう努める。

地域振興課

5 指定公共機関等の連携強化

災害時は、ライフライン関係機関である指定公共機関等との連携が非常に重要となるため、日ごろから連携の強化に努める。

地域振興課
社会福祉課
健康づくり推進課
建設課

6 公共的団体との協力体制の確立

災害時は、ボランティア連合会、医師会、歯科医師会、薬剤師会、社会福祉協議会、建設業協会、防災協議会、JAほくさい、商工会、青年会議所等の公共的団体との連携が非常に重要となるため、防災訓練や協定の締結等により日ごろから連携の強化に努める。

地域振興課

7 企業・事業所との協力体制の確立

県は、災害時に地域と連携し、防災活動等を行う企業を登録する「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」を実施しており、市は、これらの制度の普及に努める。

第4節 地域の防災体制の強化

第1 自主防災組織の育成

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは市等が行っている防災活動に協力するなど防災への寄与に努めることが求められる。

そのため、市は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識の普及を図り、自主防災組織の結成を促進した結果、市内すべての自治会において自主防災組織が結成されている。今後とも、自主防災組織の構成員の知識の習熟、技術の向上等の育成に努める。

また、日ごろから自主防災組織に女性の役員を置くことや、女性の参画の促進、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成、円滑な避難所運営が行えるよう自主防災組織の育成強化に努める。

1 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の活動内容はおおむね次のとおりとする。

時期	活動内容
平常時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 ・ 日ごろの備え、災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発 ・ 情報の収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施 ・ 防災用資機材の購入・管理等 資機材の例 初期消火資機材 救助用資機材 救護用資機材 ・ 地域の把握
発災時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初期消火の実施 ・ 情報の収集・伝達の実施 ・ 被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施 ・ 集団避難の実施（特に避難行動要支援者の安全確保に留意） ・ 避難所の運営活動の実施

地域振興課

地域振興課

2 活動の支援・育成

市は、県と連携して、リーダー研修等を実施し、自主防災組織の活動において中心的役割を担うリーダーの育成に努める。併せて、男女共同参画の視点に立った防災を推進するため、女性の参画の促進や女性リーダーの育成に努める。

また、資機材等の整備に対する支援、資機材の使用訓練等を実施し、組織への指導・助言等を行う。

第2 事業所等の防災組織の整備

大規模な災害が発生した場合、事業所等の組織的な初期対応、応急対策への参加が被害の拡大を防ぐ上で重要であるため、市は、事業所等の防災組織の整備に努める。

地域振興課
消防本部

1 防災組織の組織化指導

一定規模以上の事業所又は危険物を取り扱う事業所においては、消防法又はその他の法令により、自衛消防組織の設置が義務付けられている。その他の事業所については、防災活動のために、事業者が自主的に防災組織を設置する。

市は、病院、商業施設等の不特定多数の人が出入りする施設、危険物等を保管する施設等の事業所に対し、防火管理者を主体に自主的な防災組織の育成指導を図る。

地域振興課

2 防災教育の推進

事業所や病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の防災担当者は、社会的な位置づけを十分認識し、従業員に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。

地域振興課
社会福祉課

3 企業等における防災体制の充実

市は、各企業が設置する自衛消防隊と連携を図り、被害の拡大を防止する。

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロール（事前の損失の抑制対策）とリスクファイナンス（災害発生後の企業の財務面におけるリスク対策）の組み合わせによるリスクマネジメント（損失を最小化し、企業の価値を維持・増大するための経営管理手法）の実施を図る。具体的に、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、飲食物・物資等の備蓄、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保

等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーン（製品の原材料・部品の調達から販売に至るまでの一連の流れ）の確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動を推進する。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

また企業は、各企業が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動を推進する。

4 危険物等関連施設の防災対策

市（一部の高圧ガス等は県）は、危険物等関連施設の管理者に対し事故予防規定等の制定や防災組織の活動等に対し助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

地域振興課
社会福祉課

第3 ボランティアの活動支援の整備

大規模な災害が発生した場合、行政や防災関係機関のみで円滑な応急対策を実施するのは限界があるため、災害時に円滑にボランティア団体等の協力が得られるよう、NPOやボランティアの活動支援と環境の整備に努める。

1 ボランティアセンターの設置体制の整備

市は、発災後、ボランティア活動に関する情報提供やボランティアの活動拠点となる「ボランティアセンター」を設置するため、平常時から、日本赤十字社、市社会福祉協議会等の協力のもとに、ボランティア関係団体との連携の強化を図り、災害時の協力体制の確立に努める。

地域振興課
社会福祉課

2 ボランティア活動の環境整備

ボランティアセンターは、市社会福祉協議会が主体となり、ボランティアの受け入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど、ボランティア全般のコーディネート業務を行う。また、ボランティアが不足する場合は、県および県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣等を要請する。

市は、埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク（彩の国会議）を通じて県や県社会福祉協議会及びボランティア団体と日ごろから連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、防災ボランティア活動の受入れや

地域振興課
社会福祉課

調整を行う体制、活動に必要な環境及び拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

3 ボランティアの育成への協力

市は、県、市社会福祉協議会が実施する防災ボランティアの育成研修・講習等に協力する。

4 県災害ボランティアの登録制度の協力

市は、県及び市社会福祉協議会が実施しているボランティアや地域と連携して防災・救助活動等を実施する企業の登録制度について周知し、登録の促進に努める。なお、県が登録を行っているボランティアは次のとおりである。

種別	主な活動内容
砂防ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 溪流、地盤等に生じる土砂災害発生に関する変状の発見及び行政等への連絡 ・ 土砂災害に関する知識の普及活動 ・ 土砂災害時の被災者の援助活動
被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の応急危険度判定 ・ 被災宅地危険度判定
災害時動物救護活動ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所等に設置された飼育施設における被災動物の世話及び飼育施設の清掃 ・ 飼い主が飼育困難となった被災動物の一時的な保護 ・ 被災動物の適正飼育等に関する飼い主へのアドバイス ・ 支援物資の運搬

種別	登録制度の概要
埼玉県地域防災サポート企業・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、災害時に県内の地域と連携して、防災・救助活動等を実施する県内外の企業等の登録を受け付ける。 ・ 県は、登録内容を市へ提供し、地域と企業等との間で防災協定等を締結するよう支援する。 ・ 県は、登録企業等及び登録した活動内容をホームページ等により広く紹介する。 ・ 県は、登録した企業等に対し、防災に関する研修会を実施する。 ・ 登録企業等は、地域との防災協定等を締結するよう努める。 ・ 登録企業等は、防災に関する研修会への参加等により、従業員に対する防災知識の普及に努める。 ・ 登録企業等は、災害時に、人員、物品・資機材及び場所の提供等、事前に登録した活動を地域の要請又は自主的・自発的に実施する。 ・ この制度により、災害時に実施した登録企業等の活動に係る費用は、登録企業等が負担する。

第5節 防災活動拠点とネットワークの整備

災害時に、迅速かつ適切な応急対策を行うためには、応急活動の拠点となる防災活動拠点を明確にし、これらの整備を図る。

また、各防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう、これらの拠点施設を結ぶ道路等を緊急輸送道路に位置づけ、安全性の確保に努める。

第1 防災活動拠点の整備

1 拠点施設の位置づけと強靱化

市は、本庁舎、消防本部をはじめ、市の防災対策及び広域からの応援が必要となった場合に必要な公共施設を防災活動拠点として位置づけ、これらの施設の耐震・不燃化、風水害への対策等、施設の強靱化に努める。

関係各課

<表—防災拠点施設の位置づけ>

位置付け	想定施設	内 容
市防災拠点	羽生市役所本庁舎	災害対策本部を設置し、市の統括的防災活動を行う。
	第1代替施設 (地震)消防本部庁舎 (風水害)中央公民館	
地域防災拠点	地域活動センター(9地域)	各地区の応急・復旧活動の拠点となり、市防災拠点をバックアップする。
広域防災拠点	羽生市役所本庁舎 羽生中央公園 羽生市消防本部	自衛隊、応援部隊の活動拠点
救出・救護活動拠点	消防本部、西分署、市内の病院・診療所	救急・救助活動や医療救護班の活動拠点
物資の備蓄・集積拠点	防災倉庫(備蓄) 羽生市体育館(集積)	非常用物資の備蓄や供給、支援物資の集積
臨時ヘリポート	羽生中央公園陸上競技場 羽生市消防本部 上新郷地区河川防災ステーション	緊急患者搬送、物資等の輸送

地域振興課

2 防災用資機材の備蓄

市は、防災活動拠点が災害時に機能を発揮するよう、応急活動用資機材、救助用資機材、移送用資機材、水防用資機材等の備蓄に努める。なお、資機材等の設置、管理においては、転倒防止、浸水被害の防止等の安全対策を実施する。

財政課

3 災害対応に必要な電源等の確保

市は、大規模災害による長期停電に備え、防災活動拠点における災害対策活動を継続するため、必要な非常用電源（エンジン式及び太陽光式）及び燃料を多重化する。

非常用発電設備の燃料については、災害時応援協定締結先等から迅速に重油等の供給を受ける体制を確保する。

大規模停電発生時には直ちに防災活動拠点、災害拠点病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常電源の稼働状況を確認するとともに、電源の確保が必要な施設を把握した上で、県に国（経済産業省）、電気事業者等との調整による電源車等の確保を要請する。

第2 緊急輸送体制の整備

建設課

1 緊急輸送道路の指定

市は、災害時に効率的に緊急輸送を実施するため、埼玉県が指定した緊急輸送道路の他に、県、隣接市町村、関係機関等と協議の上、緊急輸送道路を指定する。なお、緊急輸送道路の指定においては、県指定路線と次に示す施設等を結ぶ道路とする。

- ・羽生市役所
- ・市内の関係機関施設
- ・避難所、避難場所
- ・場外離発着場
- ・地域活動センター
- ・応援部隊等活動拠点
- ・市内の防災倉庫、物資集積拠点

2 緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路の道路管理者は、緊急輸送道路の防災点検を実施し、道路施設の耐震強化に努める。

市は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進し、道路の閉塞の防止に努める。

緊急輸送道路が被害を受けて通行に支障が生じた場合には、市建設業関係団体との協定の締結等により重機等の特殊な機材の確保等、応急復旧体制の整備に努める。

道路管理者
建設課
まちづくり政策課

3 緊急輸送体制の整備

災害時に必要物資等の円滑な緊急輸送が実施できるよう、緊急車両の確保、緊急車両としての事前登録等、緊急輸送体制の整備に努める。

建設課
財政課
消防本部

4 場外離発着場の指定

大規模な災害が発生した場合、ヘリコプターによる人員、物資の輸送が行われるため、市は、あらかじめ指定した場外離発着場を、周辺住民、関係機関等に周知するとともに、ヘリコプターの離着陸に必要な環境の整備に努める。

地域振興課

第6節 防災教育計画

防災業務に従事する者の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、市民に対し、自主防災意識の醸成、防災知識の向上、避難その他の防災措置の習得等を行うため防災教育を行う。

第1 市職員に対する教育

災害発生時に応急対策の実行主体となる市職員は、防災に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため以下に示すような防災教育を行う。

1 防災マニュアルの配布

災害発生時の参集、初動体制、自己の配置と任務及び災害の知識等を示した災害時職員初動マニュアルを配布し、周知を図る。災害時職員初動マニュアルの作成に当たっては、以下の内容に留意する。

- ・初動参集
- ・参集途上の情報収集
- ・救助、応急手当
- ・初期消火
- ・避難誘導
- ・避難所の開設、運営
- ・災害情報の取りまとめ
- ・広報活動
- ・個人情報の取扱いについて（特定個人情報を含む）
- ・その他必要な事項

※特定個人情報とは、個人番号を内容に含む個人情報。

2 現地訓練の実施

避難所の開設、情報の収集、広報活動、物資の供給等災害時に地域で活動する要員に対し、応急活動を想定した現地での訓練を実施する。

3 研修会及び講演会等

学識経験者、防災関係機関の担当者等を、講師又は指導者として研修会及び講演会等を実施する。

4 防災機器操作の習熟

通信機器、発電機等の災害活動に必要な機器の基本的操作の習熟のための研修を実施する。

地域振興課

全課

地域振興課
総務課

地域振興課
総務課
消防本部

第2 消防（水防）団員に対する教育

消防本部
建設課

関係機関と連携し、消防（水防）団員に対し、消防（水防）の責務、学術技能等に関する教育を実施する。

第3 防災上重要な施設に対する教育

地域振興課
消防本部

病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の管理者は、社会的な位置づけを十分認識し、従業者に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。そのため、市は県と連携して、防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習会等を通して、これら事業所等の従業員に対する防災教育を推進する。

第4 市民・事業所等に対する教育

地域振興課

関係機関、団体等と連携して、市民・事業所等を対象として、随時適当な機会を通して、講演会、講習会、実演、出前講座等により防災知識の向上を図る。また、市外に通勤・通学している市民が交通機関等の混乱により帰宅困難となった場合、取るべき措置、日ごろからの準備等についても啓発を行う。

第5 学校における教育

学校教育課

学校における防災教育は安全教育の一環として学級活動や学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて行う。特に避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達段階に即した指導を行う。

1 学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な高揚を図るため、避難訓練を行う。また、防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震擬似体験、AED研修等のほか、防災教育拠点（県防災学習センター等）や地域の防災訓練、消防団員等が参画する学習といった実践的な体験学習を実施する。

2 教科による防災教育

社会科や理科の一環として、災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険等についてICT等を活用した教育を行う。また、地域における防災施設や設備の見学・調査などを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

3 教職員に対する防災研修

教職員に対する防災研修（災害時の教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒の心のケア及び災害時に特に留意する事項等に関する研修など）を行い、防災に対する意識の啓発を図る。

第7節 防災知識普及計画

市民に広く防災知識を普及して、防災に対する関心を高めるとともに、防災意識の高揚を図り、地域防災体制の確立を図る。

第1 防災知識の普及内容

地域振興課

防災に関する知識として普及する内容は次のとおりとする。

< 防災知識の普及内容 >

- ・ 災害の種別、特性、一般的知識
- ・ 災害対策基本法及び関連法の主旨
- ・ 災害時における心得
- ・ 本計画の概要
- ・ 被害報告及び避難方法
- ・ 過去の災害の状況
- ・ 災害復旧時の生活確保に関する知識
- ・ 緊急地震速報

以下に具体的な活動例を示す。

< 平常時の活動 >	< 災害時の活動 >
① 防災に関する学習 ② 火災の予防 ③ 防災用品、非常持出品の準備 ④ 3日分（推奨1週間）の飲料水及び食料の備蓄 ⑤ 生活必需品の備蓄 ⑥ 家具類の転倒防止やガラスの飛散防止 ⑦ ブロック塀や自動販売機等、住居周りの安全点検・改修 ⑧ 震災時の家族同士の連絡方法の確認（災害用伝言ダイヤル等） ⑨ 県や市等の実施する防災訓練への参加 ⑩ 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（自治会の活動等）への参加 ⑪ 住宅の耐震化 ⑫ 地震保険の加入	① 初期消火 ② 避難時には電気ブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める ③ 自主防災組織への参加、協力 ④ 避難所でのゆずりあい ⑤ 県、市町村、防災関係機関が行う防災活動への協力 ⑥ 風評に乗らず、風評を広めない ⑦ 的確な情報の選別・収集・決裁

第2 防災知識の普及方法

地域振興課
秘書広報課

防災に関する知識を普及させるため、防災の日、火災予防運動等、最も効果的な時期に広報媒体を活用して知識の普及を図る。

- ・ 新聞、テレビ、ラジオ、インターネットその他各種メディア
- ・ 広報誌、パンフレット（チラシ、ポスター、防災のしおり）
- ・ 地震ハザードマップ、洪水ハザードマップ
- ・ 講習会、講演会、座談会、出前講座等の開催
- ・ 防災訓練

第8節 防災訓練計画

防災業務に従事する職員や防災活動に係る市民及び事業所等の防災実務の習熟と実戦的能力のかん養に努めるとともに、関係機関の連携と防災体制の整備を強化し、併せて防災意識の向上を図る。

第1 総合防災訓練の実施

市は、防災関係機関の連携強化、防災技術の向上、防災意識の高揚を図るため、防災関係機関、関係団体、災害時の相互応援に関する覚書・協定締結団体、自主防災組織、地域住民等と連携し、総合防災訓練を実施する。

第2 個別訓練の実施

市及び消防本部は、総合防災訓練と併せ、又は単独で次の個別訓練を実施する。

1 災害情報収集・分析・加工・共有・伝達訓練

災害時において、災害及び被害に関する情報を迅速かつ的確に収集・分析・加工・共有・伝達できるよう、災害情報収集・伝達訓練を適宜実施するとともに、通信設備を円滑に運用できるよう通信に関する訓練を定期的実施する。

また、リアルタイムで災害情報の収集・伝達を可能とする埼玉県災害オペレーション支援システムによる関係機関との情報伝達についても、様々な訓練の際に活用する。

【訓練の種類】

- ・ 災害情報収集伝達訓練
- ・ 通信連絡訓練
- ・ 非常通信訓練

【実施の方法】

- ・ 災害情報の収集伝達機器を日常の業務で活用し、点検と性能の維持を図る
- ・ 気象の予報・警報、重大事故等を通知及び連絡する
- ・ 被害の状況及び処置を報告及び連絡する

2 非常参集訓練

災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるためには、職員の迅速な参集が欠かせないため、市及び防災関係機関の必要な職員の動員体制を整備し、各機関の配備計画に基づき職員の非常参集訓練を実施する。

地域振興課
消防本部
全課

3 水防訓練

市及び消防本部は、災害時に水防計画に基づく水防活動が円滑に実施できるよう、水防法第32条の2の規定に基づき、水防（消防）団及び各種水防施設の管理者等の協力を得て、水防に関する訓練を実施する。

建設課
消防本部
全課

4 応急復旧訓練

市は、県が県土整備部震災対策活動指針に基づき実施する、道路等の被災状況の情報収集、指揮命令、応急復旧のための訓練に、警察、消防、協定締結団体等とともに協力する。

建設課
消防本部
全課

5 消防訓練

消防団の技能向上を目的に災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるよう、非常参集、通信連絡、火災防御技術、救助等消防訓練を実施する。

地域振興課
消防本部
全課

6 避難・救助・救護訓練

市は、災害時に円滑に避難・救助・救護活動ができるよう、避難・救助・救護訓練を実施するとともに、医療機関と連携し、トリアージ等の応急訓練を実施する。

また、学校・病院・社会福祉施設・工場・事業所等の管理者に対し、児童・生徒・利用者等の人命を保護するため、避難設備の整備、避難訓練を実施するよう指導する。

さらに、市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

地域振興課
消防本部
全課

7 図上訓練

大規模な災害が発生した場合、広域に被害を及ぼすおそれがあり、広域の防災関係機関が連携し、防災訓練を実施する必要がある。そのため、市、県及び防災関係機関は、状況判断能力、活動調整能力等の向上を目的とした図上訓練を実施する。

地域振興課
消防本部
全課

第3 学校、病院及び社会福祉施設等の訓練

市及び消防本部は、幼児、児童、生徒、負傷者、障がい者及び高齢者等、災害対応力が弱い者の生命、身体の安全を図り、これらの者が利用する施設の被害を最小限に止めるため、施設管理者に対して防災訓練を実施するよう指導する。

第4 事業所、自主防災組織及び市民の訓練

災害時に自らの生命を守り、安全を確保するためには、日ごろから自衛的な防災訓練を実施することが重要である。

そのため、事業所、自主防災組織及び市民は、平常時から訓練を実施し、災害時の行動を習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を図る。

【訓練の種類】

・事業所における訓練

学校、病院、興行場及びその他消防法で定められた事業所は、消防訓練に合わせて実施する。地域の自主防災組織等と連携を図ることが望ましい。

・自主防災組織等の訓練

市及び消防本部が行う訓練に積極的に参加し、又はこれらの機関の指導・協力のもとに災害図上訓練（DIG）や避難所開設・運営訓練（HUG）などを実施する。

第5 訓練の検証

市及び消防本部は、訓練後、意見交換、アンケート、協議等により訓練の評価及び検証を行い、実施報告書を作成するとともに、これらの評価及び検証において得られた課題等については、地域防災計画の見直し資料とするとともに、次回の訓練計画に反映する。